

令和2年12月第4回八街市議会定例会会議録（第2号）

.....

1. 開議 令和2年12月3日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

1番 小 向 繁 展
2番 栗 林 澄 恵
3番 木 内 文 雄
4番 新 見 準
5番 小 川 喜 敬
6番 山 田 雅 士
7番 小 澤 孝 延
8番 角 麻 子
9番 小 菅 耕 二
10番 木 村 利 晴
11番 石 井 孝 昭
12番 桜 田 秀 雄
13番 林 修 三
14番 山 口 孝 弘
15番 小 高 良 則
16番 加 藤 弘
17番 京 増 藤 江
18番 丸 山 わき子
19番 林 政 男
20番 鈴 木 広 美

.....

1. 欠席議員は次のとおり

なし

.....

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

○市長部局

・議案説明者

市	長	北 村 新 司
副 市	長	橋 本 欣 也
総 務 部	長	大 木 俊 行
総務部参事（事）財政課長		會 嶋 禎 人
市 民 部	長	吉 田 正 明

経 済 環 境 部 長	黒 崎 淳 一
建 設 部 長	市 川 明 男
高 齢 者 福 祉 課 長	飛 田 雅 章

・連 絡 員

総務部参事（事）秘書広報課長	鈴 木 正 義
総務部参事（事）総務課長	片 岡 和 久
社 会 福 祉 課 長	堀 越 和 則
農 政 課 長	相 川 幸 法
道 路 河 川 課 長	中 込 正 美

.....

○教育委員会

・議案説明者

教 育 長	加曾利 佳 信
教 育 次 長	関 貴美代
教 育 総 務 課 長	井 口 安 弘

.....

○農業委員会

・議案説明者

農 業 委 員 会 事 務 局 長	梅 澤 孝 行
-------------------	---------

.....

○監査委員事務局

・議案説明者

監 査 委 員 事 務 局 長	柿 沼 典 夫
-----------------	---------

.....

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事 務 局 長	日野原 広 志
副 主 幹	須賀澤 勲
主 査	嘉 瀬 順 子
主 任 主 事	今 関 雅
主 任 主 事	村 山 のり子

.....

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程（第2号）

令和2年12月3日（木）午前10時開議

日程第1 議案の上程

議案第12号

提案理由の説明

日程第2 一般質問

○議長（鈴木広美君）

ただいまの出席議員は20名です。したがって、本日の会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

日程に入る前に報告します。

最初に、市長の専決処分事項について、1件が議長宛てに提出されましたので、その写しを配付しておきました。

次に、改革クラブ、新見準議員より一般質問をするにあたり、参考資料の配付依頼がありましたので配付しておきました。

傍聴の方に申し上げます。

傍聴人は、傍聴規則第8条の規定により、議事について可否を表明、または騒ぎ立てることは禁止されております。なお、議長の注意に従わないときは、地方自治法第130条の規定により退場していただく場合がありますので、あらかじめ申し上げます。

日程第1、議案の上程を行います。

議案第12号の提案理由の説明を求めます。

○市長（北村新司君）

本日追加提案いたしました議案第12号は、八街市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

これは新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支給に関し、国から財政支援の適用期間を再度延長する旨の通知がなされたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

以上で追加議案の説明を終わります。よろしくご審議の上、可決くださるようお願い申し上げます。

○議長（鈴木広美君）

ただいま上程されました議案第12号に対しての質疑通告は、11月30日に上程されました議案と合わせて、明日午後1時までには通告するようお願いいたします。

日程第2、一般質問を行います。

一般質問は、議事運営の能率を図る上から、発言者は質問事項をなるべく簡明に示すとともに、答弁者は質問内容を的確に把握され、明確な答弁をされますよう、特にお願いいたします。なお、会議規則第57条及び議会運営等に関する申合せにより、お手元に配付の一般質問通告書のとおり、会派持ち時間制で行います。

それでは順次質問を許します。

最初に、新誠会、小高良則議員の個人質問を許します。

○小高良則君

おはようございます。新誠会の小高良則でございます。

質問に入る前に、市執行部また教育部局におかれましては新型コロナウイルス感染症に対し

て様々な施策、またご苦労なさっていることに非常に感謝しているところでございます。

コロナウイルスが発生して以来、連日のようにマスコミでも取上げられている状況がございましたが、昨今のニュースでは、どうやらワクチンを半年に1回、年2回打てば有効なワクチンも開発されているという話はございますが、国内で広げるには、まだしっかりとした指針が示されていないところが若干残念なところでございますが、多少は明るいきざしが見えてきたのかなと思います。

ただ、現在の第3波におきまして、医療が崩壊している地域もございます。また、この地域におきましても感染者が、やはり若干ですが、近くまで、感染者の波といいますかね、身近にも迫ってきている状況が感じられますので、市民の皆様、また関係各位には十分な予防策、できる限りの対応を取っていただき、皆さんの命を守るため、健康を守るために今後ともご尽力いただきたいと思います。願う次第でございます。

それでは、質問に移らせていただきます。

私の今回の質問の通告は、大きく4点でございます。成田空港の機能強化と八街市、2番として会計監査について、3番として入札状況について、4番として教育関係について、お伺いいたします。

最初に、成田空港の機能強化と八街市ということでございます。

八街市は、成田空港圏自治体連絡協議会には残念ながら所属されておりません。周辺市は、成田市、富里市、香取市、山武市、栄町、神崎町、多古町、芝山町、横芝光町からなっているわけですが、本市も空港圏からは10キロ圏内と、非常に空港を活用するにはいい立地に位置しています。実害としての騒音問題はないわけですが、街づくりを考えたときにはこの地の利を利用しない手はないと、私は日々、常々考えるわけでございます。

空港圏に所属している構成団体の富里市と、八街市は隣り合わせでありまして、非常に環境が似ております。どちらも基幹産業が農業でございまして、地の利を活かして、豊かな大地の中でおいしい野菜を作っている。すばらしいスイカであったり、ニンジンであったり、様々な作物を作って、県内、また国内に供給している状況は、共に連携を取っていける部分ではないかと、常日頃、考えているところでございます。

そこで、空港新法とか、また空港圏周りの環境整備ということは空港圏と直接するお話しすることはできないにしても、市独自の施策は空港会社と協力しながら行うことができるのではないかと、空港圏外でも同様の環境整備を行うべきではないかと、私は日々考える中で質問させていただきます。

要旨(1)といたしまして、第3滑走路完成時から。その前に、失礼しました。ここに来て、空港の機能強化ということで、第3滑走路が完成しますと。現在はコロナ禍ですので、ちょっと今違うじゃないかということは置いておいていただきたいと思います。平時であればという想定の下に、あくまでもお伺いすることを前置きしておきます。いずれコロナが終息したときには、時間がかかっても、恐らく以前の環境に戻るという期待を込めての質問でございますので、その辺はご理解いただきたいと思います。

現在200万トンの貨物の取扱量がございますが、第3滑走路ができると1.5倍の300万トンが動くと言われております。また、空港内の従業員も現在は4万人ですが、2倍の7万人の雇用が必要だという試算がございます。周辺地域で期待される効果としましては、地元企業の成長、企業進出、地元農水産品の輸出の拡大、雇用の創出、観光客の増加、空港へのアクセス、交通の充実、道路ネットワークの拡充、地元農水産品の輸出の拡大、地元企業の成長、空港へのアクセス、交通の充実、雇用の創出、企業の進出、道路ネットワークの充実、観光客の増加などが見込まれているところでございます。それらの影響が八街市にも必ずやあると考えるところでございますので、お伺いいたします。

①として、成田空港の機能強化により八街市にはどのような影響を与えるかと考えるか、お伺いいたします。

○市長(北村新司君)

答弁いたします。

成田空港は首都圏における国際線基幹空港であり、首都圏だけではなく、我が国における経済発展の核となる国際的な戦略拠点となっており、国家戦略である訪日外国人の一層の増加等に対応すべく、本年1月にはB滑走路の南側に、新たに3千500メートルのC滑走路の増設や、年間発着枠を現在の30万回から50万回に拡大させるなどの、さらなる機能強化に伴う航空法の変更許可がなされ、3月には国土交通省や空港周辺9市町、成田国際空港株式会社、千葉県 of 四者協議会におきまして、成田空港周辺の地域づくりに関する実施プランが策定されるなど、発着容量の50万回化に向けた取組が進められております。

また、成田空港の機能強化に併せて、成田空港への道路アクセス向上として、首都圏中央連絡自動車道の整備が進んでおり、大栄インターチェンジから松尾横芝インターチェンジの区間が開通した場合、東京都心までのアクセスルートとして、東関東自動車道経由のルートと東京湾アクアライン経由のルートの2とおりのルートが確保されることとなるなど、本市を含む隣接地域の発展、活性化について、今後も成田空港が核になると考えております。

このような成田空港の機能強化により、空港内就業者数や訪日外国人の増加、関連企業の進出などが考えられるところでございます。現在は新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響により、成田空港は航空機の運休、減便など、空港機能としては非常に厳しい状況となっており、現時点で具体的な市への影響についての試算は難しい状況でございますが、長期的には本市の発展に寄与するものと考えております。

○小高良則君

ありがとうございます。

市長が、今あまり答弁の中ではなかったんですが、日頃より、市長になってから、成田空港との関係を築いていることは非常に感じております。議会でも成田空港会社の方を視察させていただいたことがあるわけですが、空港内での落花生の販売への協力、ご尽力であったり、富里市との連携、また話合いを続けているというお話も聞いていますので、市長の成田空港に対する思いは今の中からも伺えますが、今後も小さな窓口でも広げて、そこを突破してい

くような力強い姿勢、また関係を築いていただきたいとお願いするところでございます。

成田空港の旅客数の変化は、成田空港が開港するときには日本唯一の国際空港だということで、様々な抵抗がある中で開港したわけでございます。2010年には成田空港は国外旅客数の54パーセントを占めていました。羽田空港は7パーセントでした。それが6年後には、成田空港が36パーセント、羽田空港が19パーセントと、国の方針が変わったせいで、成田空港の旅客数は減少傾向にございます。今回の機能強化には大変、また地域の活性化におきまして、期待するところでございます。

そこでお伺いいたしますが、先ほどの答弁に続いて、八街市にも関係があるという中で、②③はちょっと同様の内容となるので一括してお伺いいたしますが、②八街市発展のため、どのような取組を考えるのか。また、③として、今後の市長の行動、取るべきスタイルや内容について、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

成田空港の機能強化に伴い、地域経済の発展や成田空港利用者の増加による訪日外国人等の増加が見込まれ、また成田空港へ行き来する貨物等の車輛が年々増加しており、機能強化が進展されれば、周辺市町における交通渋滞がさらに増加することが想像されることから、千葉県や関係市町と連携いたしまして、道路網の整備を進める必要があると考えております。

また、本市の外国籍住民のさらなる増加も予想されることから、外国人が生活しやすい街づくりを進めるとともに、外国人の生活等の支援を行う団体の育成支援を行うなど、誰もが住みやすい街づくりを進めていく必要があると考えております。

本市では、成田空港周辺9市町で構成する成田国際空港騒音対策委員会富里市の地区部会にオブザーバーとして参加させていただいており、富里市との連携を図ることにより、騒音対策委員会において、要望する機会を得ております。成田国際空港騒音対策委員会富里地区部会は富里市と本市、八街市で構成されており、昨年度は成田国際空港騒音対策委員会に係る要望事項の協議を行いまして、会議等には成田国際空港株式会社も出席し、成田国際空港の現状や今後の事業等の意見交換が行われております。

昨年度の富里地区部会からの騒音対策委員会に対する3点の要望事項を申し上げますと、1点目は地域振興策の企業誘致につきましてであります。本市が率先して取り組みたい事業の1つであり、空港のさらなる強化に併せて関連企業の進出を大いに取り込みたいところではありますが、土地利用の規制や開発基準による制限等、様々な規制があることから、国、県に対しまして、成田空港周辺地域に空港関連企業が進出しやすい法規制等の緩和について、さらなる推進をお願いいたしました。

2点目の公共交通の充実につきましては、成田空港周辺の公共交通の充実は地域振興になくてはならない対策の1つであり、空港のさらなる機能強化により大幅に増加することが見込まれている、空港内就業者に周辺市町に居住してもらうには、空港までのアクセス利便性の向上が必要不可欠であることから、空港周辺市町から空港へのアクセス交通の整備につつま

して、国、空港会社に、関係補助金の創設なども含めた財源措置について検討くださるよう、要望いたしました。

3点目の道路網の整備につきましては、富里市、八街市が位置する空港南西部地域においては、地域活性化インターチェンジとして平成25年に開通した東関東自動車道酒々井インターチェンジや、延伸が進んでおります首都圏中央連絡自動車道等を経由して成田空港へ行き来する貨物等の車輛が年々増加しており、周辺の国道をはじめ、市道においても渋滞が恒常化している状況にあり、空港のさらなる機能強化が進展されれば、各市町での交通渋滞はさらに増大することが容易に想像されることから、国、県に対しまして、空港アクセス道路整備についての財源確保のほか、高速道路インターチェンジ周辺の主要幹線道路において、より広域的な視点での交通ネットワークの整備、既存道路の規格変更や交差点改良、道路拡幅等の整備を推進いただけますよう、要望いたしました。

以上3点を富里地区部会から要望したところでございます。成田空港に近接する本市の活性化を図るためには、千葉県、富里市や関係団体と連携を密にし、引き続き要望活動を粘り強く行ってまいりたいと考えております。

○小高良則君

ありがとうございました。

今、非常に答弁に感銘しております。八街市として考えるスタイルであったり、市長の考え、そこまで事細かに考えていただいて、要望し、努力していただいていることは、非常に私の心を打っておりますが、ぜひとも県また国に対して、足を棒にして、恐らく通っていかなくてはいけない案件じゃないかなと。そうしないと、なかなか動かないというところはありません。

現状、先ほど市長が言ったように、現在のコロナ禍では動かせる状況ではない、優先順位は、まずはコロナ対応に日本中が動いているわけで、G o T oキャンペーン等々はありますけど、医療関係からは、今は控えてほしいとか、いろんな話が出ている中で厳しい話ではございますが、でもコロナ禍が落ち着いて終息したときには、ぜひ足を運んでいただいて、ご尽力願いたいと思います。

今、答弁の中でも規制の緩和という言葉がございました。④では、やはり様々な規制を緩和していかないと市の発展はない、まちの発展はやっぱり停滞してしまう。農地におきまして話しますと、千葉県の農地法によって規制されている部分が非常に大きく、どこも平等ではございますが、それでも八街市の地の利を考えたときには、せめて国道沿いの農地は何とか規制緩和できないかと、私は常に思うわけです。実際、近いところでいうと、アクティオさんという会社が八街に進出してきてくれて、業を営んでいる。そこで税収も上がり、また雇用も上がっているかもしれません。そのようなケースを多々見いだせれば、八街市の先が明るくなるかなと考える次第でございます。

さきの新聞に、東金市は、いち早く工業団地のさらなる建設を進めるという考えの、千葉日報でしたか、ニュース記事を見ました。やっぱり周辺自治体では空港圏の機能強化によって

もたらされる恩恵をいかに受けられるかということを検討しているようです。

また、北総地区のある人と話したら、海岸沿いなのですけど、空港圏である北総地区においては規制緩和が進められないかということで、談義した経緯もございます。

その中で伺いたいしますが、④、先ほどもちょっと答弁いただいたところでございますが、企業誘致等八街市発展のため、千葉県の基準を超えて農地等の規制緩和を求めるところでございますが、いかがか、伺います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

成田空港を核とした周辺地域の地域振興は大変重要であることから、空港のさらなる機能強化に併せて関連企業の進出に取り組みたいところでございますが、その上で国等で定める土地利用の規制や開発基準による制限など、様々な規制がございます。このようなことから、先ほど答弁いたしましたとおり、成田国際空港騒音対策委員会の富里地区部会といたしましては、国や県、成田国際空港株式会社に対しまして、成田空港周辺地域に空港関連企業が進出しやすい法規制等の緩和につきまして、さらなる推進を要望しているところであり、昨年度も、道路網の整備、地域振興策としての規制緩和等、公共交通の充実につきまして、要望を行っております。

また、酒々井インターチェンジ周辺の活性化を図るため、富里市、酒々井町及び本市による酒々井インター周辺活性化協議会を平成28年度に設立しております。この協議会におきましても、成田空港の機能強化の実現により、新たな企業進出や雇用創出などの経済波及効果が大きい期待される中、酒々井インターチェンジ周辺の土地利用にあたりましては、農地法や都市計画法等、様々な法規制がある中、総合的な土地利用調整が重要なポイントと考えておりますので、関係市町が持続的に発展していけるよう、土地利用に係る規制緩和等、千葉県の全庁的な対応につきまして、昨年3月に千葉県知事宛てに要望書を提出したところでございます。

今後も引き続き近隣市町と連携を図りながら、国、県に対しまして、農用地を含めた規制緩和につきまして、要望等を行ってまいります。また、千葉県において、今年度、「高速道路インターチェンジ等を生かした多様な産業の受け皿づくりを進めるための計画的な土地利用の促進に係る基本方針」が策定されておりますので、本市といたしましても、県の方針にのっとった産業立地促進地区の候補地を選定することができるか、その可能性を検討してまいりたいと考えております。

○小高良則君

ご答弁ありがとうございました。

なかなか緩和というのは難しいところがございまして、八街市だけが緩和ということはまず不可能だと思いますので、引き続き注視し、ご尽力いただきたいと思います。

続きまして、質問事項2に移ります。会計監査について、伺います。

議会でも議員選出の監査委員だったり、また学識から監査委員が出て、2名で監査していた

だいているところで、いつも2名でやっているということで、大変だなという認識はございます。また、総務大臣が定める指針の中で監査実務の在り方の実施要領が示されていたり、さらに定期監査、決算審査、月例出納検査が有効に連携した監査等を目指してはどうかというような言葉もございます。

やっぱり行政におきまして、監査の部分というのは、行政だけじゃないですね、民間でも、どこでも、やっぱり監査の重要性を私は常日頃考えるわけでございます。各自治会におきましても、監査がどこでもされているところでございます。

特に、私たち八街市の監査というのは、皆さんの税金をお預かりして活用させていただいているところでございます。最少の経費で最大の効果を上げているか、その部分が一番、私の中では大切だと思います。大切な、お預かりした税金の使い道、使途がしっかり基準に照らし合わせて守られているのか、また皆さんにつつがなく配分されているのか、いろいろ考えるわけでございます。

まだ私は監査を経験していないんですが、民間監査等をした中で、出された資料をしっかりと見て、自分の今までの経験、調査等をした中で、させてもらった経緯がございしますが、市の監査、月例監査報告をもらっていますが、ふだん月例でもらっているのは数字の適合性が示されているわけでございますが、定期監査におきましては意見書等を出されているところでございます。その中で、今後もさらに充実した監査を求めるべく、質問させていただきます。

要旨といたしまして、(1)八街市の会計監査について。①現状の検査はいわゆる数値の正確性を重視した監査と見受けられるが、いかがか、伺います。

○監査委員事務局長（柿沼典夫君）

答弁いたします。

監査委員の実施する監査につきましては、地方自治法第199条で、普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を監査すると規定されており、各種監査を法令及び市の監査基準等により実施しております。

地方自治法では、年間を通して監査委員が必ず行わなければならない監査として、定期監査、決算審査、例月出納検査、基金の運用状況の審査、健全化判断比率等の審査がございします。

各監査における審査の主たる観点につきましては、定期監査は、財務に関する事務の執行や経営に係る事業の管理に関し、予算の執行、工事の執行等が適正かつ効率的に行われているか、決算審査は、市長から審査に付された決算書及びその他の書類の計数の確認、予算の会計処理が適正で効率的に行われているか、現金出納検査は、市の現金の出納、保管状況について検査し、基金の運用状況は、基金の運用が適正かつ効率的に行われているかの審査を行うもので、健全化判断比率等の審査は、市長から審査に付された健全化判断比率等及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の計数を確認し、予算の執行と会計処理が適正で効率的に行われているかを審査しているものでございます。

各審査の流れにつきましては、年間監査計画により監査実施日の事前に調書等の書類を各課から提出していただき、提出していただいた書類や伝票等のチェック、また必要に応じては

各課に出向き、内容の確認を行い、それまでの事前準備の状況を監査委員に報告を含めて協議を行っております。

サンプリングにつきましては、監査委員との協議の中で、提出された書類等だけでは不明な点もございますので、本審査時において各課からヒアリングを実施し、意見を聴取しております。

○小高良則君

②手続の合規性について、お伺いいたします。

○監査委員事務局長（柿沼典夫君）

答弁いたします。

監査委員の選任等につきましては、地方自治法第196条で、監査委員は普通地方公共団体の長が議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関し、すぐれた識見を有する者及び議員のうちから選任することと規定されております。

財務管理や経営管理、行政運営に関し専門性を有している方ではございますが、常に適法性や能率性の観点から監査を行わなければならないため、専門知識の習得など、例年、関東都市監査委員会、千葉縣市監査委員協議会、千葉縣市監査委員協議会第3ブロック等の主催する研修会や講演会を受講していただき、監査委員として、監査の充実強化に努めていただいているところでございます。

○小高良則君

続いて、月例監査に定期監査を導入して意見書を求めるが、いかがか、お伺いいたします。

○監査委員事務局長（柿沼典夫君）

答弁いたします。

例月出納検査につきましては、地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき、毎月25日を例月と定めて、一般会計・特別会計、公営企業会計の現金出納検査を実施しております。また、定期監査につきましては、地方自治法第199条第4項の規定により、毎年度1回以上の期日を定めて実施しているところでございます。

ご質問であります、「月例監査に定期監査を導入して意見書を求めるが」ということでございますが、それぞれの根拠法令が、地方自治法ではございますが条文が異なるものでございますので、他の自治体においても、例月出納検査と定期監査を分けて実施しているのが現状であると考えております。今後につきましても、これまでと同様に、年度当初に年間監査計画を立て、各種監査を実施してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

また、例月出納検査につきましては、市の現金の出納、保管状況について、検査した正否の結果報告書を毎月、検査実施後に市長、八街市議会議長宛てに提出しており、定期監査につきましては、財務に関する事務の執行や、経営に係る事業の管理に関し、予算の執行、工事の執行等が適正かつ効率的に行われているかについて審査した結果報告書を、監査実施後に

市長、八街市議会議員、八街市教育委員会教育長、八街市農業委員会会長、八街市選挙管理委員会委員長、会計管理者宛てに報告書を提出しているところでございます。

○小高良則君

続いて④、月例監査をホームページに載せても、数字のいわゆる羅列になってしまって、非常に読み取りは困難だと思いますが、監査の重要性はやはり市民にも認識、周知してもらいたい。分かりやすくホームページにアップできないかと思うわけですが、決算審査の意見書などはやはり重要な部分でもありますので、上手にうまく市民に発信できないかなと思うわけですが、その点はいかがか、伺います。

○監査委員事務局長（柿沼典夫君）

答弁いたします。

市の実施する事業につきましては、市民の皆様から納めていただいている税金等を財源として活用していることから、監査としては、利害関係者に不利益や損害が被らないように、独立した立場として監査委員がその真実性や妥当性を保証し、利害関係者に伝えることが責務であると考えております。このことから、市民の皆様に対しましては、定期監査、決算審査、財政的援助団体等の監査、健全化判断比率等の監査の審査結果については、市役所第一庁舎1階の公文書公開コーナーで報告書を自由に閲覧できるほか、ホームページに掲載し、公表しているところであり、監査結果の透明性は確保されているものと考えておりますが、ホームページでは目につきづらい点もあると思いますので、市の財務状況等について関心を持っていただけるよう、他の自治体の公表方法を参考にし、工夫を凝らせればと考えております。

○小高良則君

市民の皆様にも、公文書公開コーナーというのがありますので、ぜひ利活用じゃないですけど、見て、市の様子を研究しておいていただきたいところでございます。

続きまして、⑤無線LAN工事発注において随意契約をしているが意見を求めるという質問に関しましては、この場で聞くのは不適切だと自分で認識しましたので、取り下げさせていただきます。

続きまして、質問事項3、入札状況についてということでお伺いいたしますが、実際の入札の在り方とかではございません。

ホームページで検索していきますと、県のサーバーの方に飛んで、発注された概要、入札金額、受注者が出てくるわけですが、以前は入札参加者にどのような参加者がいるか、予定価格、落札金額、また落札不調の状況、入札した金額等が出ていて、非常に参考になったわけですが、今は入札者の1行で済まされていて、もう少し深く、簡単に見られればと思うわけですが、その点におきまして、いかがか、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

千葉県電子自治体共同運営協議会には県内54の市町村が参加しており、ちば電子調達シス

テムのホームページにアクセスしていただくと、どなたでも県内市町村の入札情報を閲覧することができます。

以前は、市で作成した開札調書だけを八街市ホームページ上で公表しておりましたが、現在は入札公告から開札調書までの一連の状況を、ちば電子調達システム内で公表しておりますので、八街市ホームページの「入札・契約情報」から「入札予定・結果等のお知らせ」を選択し、ちば電子調達システムにアクセスしていただき、入札予定、入札結果等を閲覧していただきますようお願いいたします。

○小高良則君

私、もう少し研究させていただきたいと思います。

続いて、4、教育関係です。

この質問、(1) フェイスシールドの関係については、先般、教育委員会の協力、また教育センターの協力で、議員控室でのリモートによる文教福祉常任委員会で、学校長からコロナ対策についてということで場を設けていただき、ありがとうございました。また、その中で2校のうち1校は自前でフェイスシールドを作ったと、1校は市販のものを使っただけですけど、その中で子どもの表情が見られるという利点があったようでございます。

ただ、その間いろいろまた、今日の質問に立つ前に、いろいろ調査すると、やはりマスクの有効性が一番高いと医療関係者が言っている。それに対して4分の1ぐらいの効果しかフェイスシールドはない。両方を兼用すれば、目に入るウイルスを防御できるのかもしれませんが、一長一短があるなというのは認識してしまいました、ここに来るまで。

しかし、授業によっては、やはりフェイスシールドというのが、ある面、子どもの顔色だとか表情を見るには必要ではないか。最近、某ホームセンターへ行ったら1枚110円程度で販売しているのを見かけて、随分安くなったなという認識もありましたが、教科、また状況によっては活用できるのではないかと思いますので、配布をお願いできればと思うんですけど、お伺いいたします。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

令和2年7月2日付で交付された学校保健特別対策事業費補助金を活用し、幼稚園、小・中学校が新型コロナウイルス感染症対策を行うために必要な物品を配布するため、各園、各校の意向を調査したところ、フェイスシールドの希望が1校からあったので購入し、配布いたしました。

フェイスシールドの活用については、市内のほかの小・中学校でも、フェイスシールドとマスクを併用し、教育活動の中で顔の表情を見せたり、発音のための口の動きを見せたりすることが必要な場合など、各学校で適宜、学習内容に応じて活用しております。

文部科学省からは、フェイスシールドのみで学校内で過ごす場合には身体的距離をとることが望ましいと通知されています。また、千葉県教育委員会においても、身体的距離が十分にとれないときは、飛沫を飛ばさないよう、基本的にマスクを着用すると、ガイドラインにお

いて示されています。

これらを受け、教育委員会としましては、幼稚園、小・中学校での感染症対策は、十分に身体的距離を取ることが難しいため、これまでどおり、うがい、手洗いの徹底、マスクの着用を推奨しております。

今後も新型コロナウイルスの感染状況等を鑑みながら、児童・生徒が安心して学習することができるよう、幼稚園、小・中学校と十分に協議の上、必要に応じて対応してまいります。

○小高良則君

今、感染が広がっている中、まだ第3波は、以前の2波に比べてピークの状況にあります。その中での施策運営というのは非常に暗中模索、暗闇の中を歩いているような状況でございますので、何が良いか、何が正しくて何が悪いというのを非常に決めづらいところがあると思いますが、教育に関しましては、子どもたちに必要とされるものを提供してあげることがやっぱり我々の務めだと思いますので、しっかり漏らさずをお願いしたいと思います。

続いて、(2) 体育館等の夜間・休日使用について。

これは以前の議会でお伺いしたとき、10月から、いわゆる体育館等の開放を考えてくれるということでした。その後、実際に開放されたんですけど、スポーツ少年団からということになってしまって、一部の期待していた団体さんが非常に残念がっている。成田市は貸してくれるということで、成田市まで、近隣まで行って借りている。八街は何で貸してくれないのかということ結構聞かれるんですね。

今回のコロナ、さっきも言いましたが、何が良くて何が悪いのか分からない状況だというのは分かります。できれば、国中を1週間とか、外出禁止令でも出せば、恐らく終息に向かうかもしれません。だけど、東京都と国の関係の飲食店の時短にしても、結局それを決めてやってしまうと、経済の衰退どころか経済の破綻にもなりかねない。だけど、やらなきゃ、医療関係者に言わせると、やってくれないと医療崩壊すると。

何が今回の恐ろしいウイルスに対して有効なのか、それを考えたときには安易にお願いすることのできない自分も今ここにいますが、それでもきちんとしたガイドラインを作っていたら、少しずつ数は減らしても、ソーシャルディスタンスを取っていただいて、使わせてあげてほしいという思いでお伺いいたします。いかがでしょうか。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

学校施設の開放につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年3月2日から中止しておりましたが、小学校グラウンドを7月1日から、体育館、武道場については10月1日から、一部の団体に開放しております。

学校では、児童・生徒の健康と安全のため、消毒の指導や下校後の施設の消毒を行っている状況ではありますが、施設の開放に向け、関係各課と小・中学校と協議を重ね、利用条件の遵守と利用後の消毒作業を徹底していただくことを条件に、一部の団体に開放したものです。

体育館、武道場の開放を一部の団体に限定した理由につきましては、現在、開放事業に登録

している団体が106団体あるため、一度に全ての団体に開放することで感染リスクの急激な高まりが懸念されるからです。

なお、全団体への開放に向けた第1段階として、学校に通っている児童・生徒が所属するスポーツ少年団のほか、体育協会に加盟する団体が、児童・生徒のみを対象として活動する場合に限り、利用日に制限を設けた上で、開放を再開しております。

開放再開後の状況としましては、利用団体において、利用条件の遵守と利用後の消毒作業を行っていただいた結果、現在のところ感染は発生しておりません。

今後は、県内の感染状況などを注視しながら、全ての一般団体に対し、再開における留意事項や感染対策の徹底についての説明会を12月下旬頃に開催し、令和3年2月から開放できるよう、準備を進めてまいりたいと考えております。なお、この点につきましては市ホームページを通じて関係団体に周知しておりますが、今後の感染状況によっては開放時期を延期する場合があります。

○小高良則君

ご答弁ありがとうございます。

やはりインフルエンザの時期でもあります。2月は僕はちょっと早いかなと思ったぐらいなんですけど。状況をやっぱり見て対応していただければ、私も周りの人にちゃんと言えるので。一番大事なのは、なぜ貸さないか、どういう条件で貸すのか、貸さない理由もしっかりと伝えないと、何でとなっちゃうので。貸さない理由も、厳しくても、伝えた方がいいです。一部の団体に貸したときには、貸した理由もちゃんと説明できるようなガイドラインを作って、ご説明すれば、市民に理解していただけたと思うので、ぜひとも対応をお願いいたします。

以上で私の4項目の質問を終わります。今後ともコロナウイルスがいち早く終息して、日常の生活に皆さんが戻れて、笑顔あふれる八街市が、より笑顔あふれる八街市民が増えますことをご祈念申し上げまして、私の質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（鈴木広美君）

以上で新誠会、小高良則議員の個人質問を終了いたします。

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩といたします。

(休憩 午前10時54分)

(再開 午前11時04分)

○議長（鈴木広美君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、改革クラブ、新見準議員の個人質問を許します。

○新見 準君

皆さん、おはようございます。

昨今、コロナ禍で東京都への移住が初めて減ったとニュースで聞きましたが、その中で八街

市はかなり注目を集めておりまして、埼玉県川口市は60万人ぐらいの人口ですか、人気のあるところなんです、それを抜いて八街市が26位、川口市が27位という状況です。賃貸等々の不動産物件の引き合いもかなり高まっていると聞いております。しかしながら、八街市内の公共交通は非常にさびしいものがあります。これを何とかさえすれば、もっと人口が増えるのではないかと私は考えております。

令和元年11月29日と30日の2日間に行われた公共交通実態調査、ふれあいバスなんです、買物客が25パーセントで、利用者数が331人いらっしゃいました。通院が22パーセントで利用者数が269人。利用年齢層は70代以上が38パーセント、271人。60代が19パーセントで135人。この年代層でかなりを占めております。高齢者が半数以上を占めていまして、その方々の多くは買物と通院です。

ふれあいバス利用の場合、目的の買物店や病院に直接行けないバスコースがあり、また、帰りのバスまでに時間待ちが長くなる場合が多くあります。自由乗降区間の南部地域に限らず、居住地からバス停までの距離が500メートル前後離れている高齢者住民や、中には1キロ近く離れた住民もいらっしゃいます。このような状況で、2時間に1本のふれあいバスの運行のみで良いと考えていらっしゃるのでしょうか、お聞きします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

平成30年度に実施いたしました市民意識調査により、これからの街づくりの視点に必要なものをお聞きいたしましたところ、「安心して暮らせること」が最も多く、次に道路網や公共交通を含む「交通の便利なこと」を求める意見であり、公共交通機関の充実が本市の重要な課題の1つであると認識しております。

本市では、平成29年3月に八街市地域公共交通再編実施計画を策定し、これらの計画に基づきまして、平成29年10月から、ふれあいバスの再編を実施したところでございます。この再編にあたりましては、ふれあいバスを利用されている方等からのアンケート調査を行いまして、ルートが分りにくい、所要時間がかかり過ぎる、本数が少ない、他の交通機関との乗り継ぎができないなどの主要な市民ニーズを踏まえたものでございます。

具体的に申し上げますと、再編前の5コースから、市内を東西南北の4つのエリアに区分し、4コースとすることにより、利用者にとりまして分かりやすい運行経路とし、またコースの運行時間を短縮し、市の主な目的地でございます八街駅までの速達性を高めるため、八街駅を結節点とし、運行本数を増加させることといたしました。

運行本数といたしましては、北コースは2便増の9便、以前の「まち」コースであった東コースは3便増の9便、西コースは2便増の8便、南コースは1便増の9便となっており、全コースの合計で1日当たり8便の増加となっております。

このようなコースの見直しによりまして、運行本数を増加させたため、年間の運行本数は、再編前の5コース時と比較いたしまして増便となっております。しかしながら、本市のほぼ全域を4台のバスで運行していることから、全ての方々の生活スタイルに合ったダイヤ設定

は難しいものと考えております。

市民の方々の足である、ふれあいバスの充実は街づくりに不可欠なものでありますので、本市の財政状況にも十分に配慮した中で、本市の公共交通の担い手である鉄道、民間路線バスやタクシー交通等の既存の公共交通の確保・維持が困難となることのないよう、ふれあいバスを含め、それぞれの機能分担を勘案いたしまして、八街市地域公共交通協議会等において、市民ニーズ等を踏まえ、協議してまいりたいと考えております。

○新見 準君

ありがとうございます。

8便増加ということで、かなり前進したと考えますが、しかし、まだまだいろんな問題が山積しております。例えば、南部地域からタクシーで八街駅、新八街総合病院、市役所、各八街市主要地点までの往復のタクシー料金は、タクシー券を使っても約1万円前後にもなる居住者もいらっしゃいます。車の運転に不安を抱えている高齢者の方は多くいらっしゃると思われませんが、現在の交通の便及びタクシー料金を考えると、運転免許証を返納するのを躊躇せざるを得ない状況です。高齢者の運転ミスで大きな、悲惨な交通事故が起こる前に、今すぐにも高齢者が運転免許証を返納しやすい環境を整えるべきと考えますが、いかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市の本年4月1日現在の高齢化率は30.1パーセントとなっております。今後ますます高齢運転者が増加することが見込まれております。このようなことから、運転に不安のある高齢者に運転免許証の自主返納を促し、高齢者による交通事故の減少を図るとともに、道路交通の安全を確保することを目的といたしまして、本市では平成29年10月から、運転免許証を自主返納した65歳以上の方に対しまして、ふれあいバスの回数乗車券55枚を交付する八街市高齢者運転免許証自主返納支援事業を実施しております。また、高齢者の日常生活の利便性の向上と社会活動の拡大に資することを目的といたしまして、65歳以上の運転免許証をお持ちでない方等に対しまして、タクシー利用する際に支払う運賃の一部を助成する八街市高齢者外出支援タクシー利用助成事業を実施しているところでございます。

高齢者の運転免許証の返納しやすい環境づくりは、全ての皆様方に関係する社会的な課題でありますので、このような各種事業の実施により、運転に不安を感じる高齢者の方々が、自主的に運転免許証を返納していただけるような環境整備にさらに取り組んでまいります。

○新見 準君

ありがとうございます。

ふれあいバスの券を55枚、それからタクシー券等々を利用していただいて、高齢者の免許返納の環境を整えるとお聞きしましたが、しかし、それだけでよろしいのかと私は疑問を抱きます。先ほども言いましたが、バス停からかなり離れて、重い荷物を両手にお持ちになって、買物の帰り等々は非常に、高齢者の方々から、このまちにいつまでもは住めないという

ようなことも聞いております。ですから、本来であればドア・トゥー・ドアであるようなシステムを作るべきと考えます。

数年前から有償による旅客運送の規制が緩和され、一種免許で運転できる自家用車の利用が可能になり、白ナンバーで有償運行できるようになりました。市町村運営の有償運送は、交通業者以外への委託も可能です。

そこで、本市も自動車有償旅客運送のシステムを活用し、運営を社会福祉法人やNPO法人などに委託し、運転手などの人材はなるべくシルバー人材センターから60代の方々と、安全に運転できる方を採用し、車1台につき2、3人を雇用すれば、例えば車4台を使用した場合、1台に3人、4台とすれば12人以上の安定した高齢者の雇用が生まれます。使用車輦は軽自動車のワンボックスカー、なぜならば車輦価格、維持費等々、それから買物の荷物が多く乗せられる、こういった車輦を利用して自家用有償旅客運送をと考えております。

そして、タクシー、ふれあいバスとなるべく競合しないために、利用時間、利用者、利用目的を限定し、例えば運営時間は朝9時から夕方16時まで、65歳以上の高齢者世代で運転免許証を保持していない方、免許証を保持しているが病気やけがで運転できない独居の方、利用場所、目的を買物、通院、八街駅、市役所、公民館や祭の催事場などと限定して、利用者は登録制として、このように限定すれば、タクシー、ふれあいバスとの競合は最小限に抑えられると思われます。

タクシー券なんですけど、現在は無料のタクシー券を利用させていただいていますが、令和元年度はタクシー券の交付枚数11万1千176枚、予算は5千558万8千円つけております。その中で実際に利用された枚数は5万2千746枚、予算の執行金額が2千637万3千円です。利用率は半分を切っております、47.4パーセント。1日の利用平均枚数が145枚です。

なぜこんなに少ないかという、利用者の多くは居住地が八街駅周辺からなんですね。お配りした資料にありますが、ほとんどが駅周辺で、重要な南の方は利用できない状態であります。タクシー券を使っても1万円前後になり、タクシーを使いたくても使えない状況でいるんですね。

もしタクシー券を廃止し、自家用有償旅客運送にした場合、例えば4台使った場合、1日の収入が7万2千円になります。これを365日で掛けた場合、2千628万円、ほとんど令和元年度の執行金額と変わりません。あくまでも計算上ですが、自家用有償旅客運送収入はタクシー券の予算執行金額とほぼ同額になりますが、税金を使うなどしなくても、自家用有償運送の収入で継続的な運営が可能かと思われます。たとえ補助金が必要としても、タクシー券の補助金より大幅に抑えることが見込まれ、何よりも交通の便が悪い南部地域にお住まいの多くの市民の足が、より便利で安価で利用できるようになります。

令和3年度の税収は、台風被害やコロナ禍で減少するのが目に見えています。よって、本市も緊縮財政を取らざるを得ない状況になると考えられます。そのような状況下でも市の財源を圧迫せず、市民の足を確保できる、自家用有償旅客運送の導入を早急に進めるべきと考え

ますが、いかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

自家用有償旅客運送制度とは、過疎地域での輸送や福祉輸送といった、地域住民の生活に必要な輸送について、それらがバス・タクシー事業によっては提供されない場合に、市町村、NPO法人等が自家用車を用いて有償で運送できる制度で、平成18年度に創設された制度でございます。制度の要件といたしましては、バス・タクシー事業によることが困難、かつ、地域の関係者による地域住民の生活に必要な輸送であるとの共通認識があり、必要な安全体制の確保等が必要とされております。

現在、多くの地域で人口減少の本格化に伴いまして、バスをはじめとする公共交通サービス需要の縮小や経営の悪化、運転者不足の深刻化などにより、地域の公共交通の確保・維持が厳しくなっております。他方、高齢者の運転免許の返納が年々増加している等、受皿としての移動手段を確保することがますます重要な課題になっております。

このような状況を踏まえまして、国におきましては、関係法令である、持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正が行われまして、原則として、全ての地方公共団体において、地域交通に関するマスタープランとなる地域公共交通計画を策定した上で、交通事業者をはじめとする地域の関係者と協議しながら、公共交通の改善や移動手段の確保に取り組める仕組みを拡充するとともに、特に過疎地などでは、地域の輸送資源を総動員して移動ニーズに対応する取組を促進するとしております。

本市では、既に地域交通に関するマスタープランとなる八街市地域公共交通網形成計画を平成27年度に策定し、次期計画となる八街市地域公共交通計画の策定作業を現在進めているところでございます。今回の法改正において、地域の輸送資源を総動員して移動ニーズに対応する取組が推進されているところでございますので、ご質問いただいております自家用有償旅客運送などを含めまして、各交通事業者、地域住民、行政が一体となった取組につきましては、その可能性を八街市地域公共交通協議会等におきまして調査・研究を行ってまいります。

○新見 準君

ありがとうございます。

私が提案したものも1つのやり方ということで。要は、市民の、特に高齢者の皆さんの足を確保する、これが最終目的です。新しいことを始めるにあたっては、無理難題から始まります。しかし、新しいことをしなければ、衰退の一途をたどると考えます。全ては人々のためにという考えでやっていきます。

どうもありがとうございました。これで質問を終わります。

○議長（鈴木広美君）

以上で改革クラブ、新見準議員の個人質問を終了します。

次に入る前に、消毒並びに職員の入替がありますので、しばらくお待ちください。

次に、改革クラブ、桜田秀雄議員の個人質問を許します。

○桜田秀雄君

改革クラブの桜田秀雄です。

皆さんもご存じのように、国会で先月ですか、24日に、国会での審議の際にパソコンを解禁するというのが議会運営委員会で決まりました。八街でも、国よりちょっと早いんですが、10月26日の議会運営委員会におきまして、PCあるいはタブレットなどの使用を解禁する、このようになりましたので、地球環境に少しでも配慮しながら、ペーパーレスで質問させていただきたいと思います。

最初に、質問事項1、市政改革、①市キャラクターについて、お伺いいたします。

新しい議員さんの中には、市のキャラクターがどのような経緯で作られたのか、ご存じない議員さんもおられると思いますので、作成の歩みと、まず使用要綱について、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

八街市イメージキャラクター「ピーちゃん・ナッツちゃん」は、平成元年度において、国の施策により実施された、自ら考え自ら行う地域づくり事業、通称ふるさと創生1億円事業を活用いたしまして、八街をPRする事業業務委託の中で創作されました。「ピーちゃん・ナッツちゃん」は、市の特産物であるピーナッツをモチーフとして、本市への愛着を増すこと、本市の特徴を分かりやすく示すことなどを目的に、本市のさらなる発展を象徴するにふさわしいものとして誕生したもので、いわゆる「ゆるキャラ」の先駆け的な存在として、市内外におけるシティセールスなどにおいて活躍しております。

キャラクターデザインは、平成23年5月2日に制作会社から著作権の無償譲渡を受け、平成24年3月2日に権利の確保及び模倣・類似による権利侵害の防止、ライセンスによる活用を目的に商標登録を行いまして、平成25年4月には、行政使用だけでなく民間事業者も一定の条件の下、広く使用できるよう、八街市イメージキャラクター「ピーちゃん・ナッツちゃん」のデザイン等の使用に関する要綱を制定したところでございます。

○桜田秀雄君

次に、②市キャラクターの議員使用許可について、お伺いしたいと思います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

八街市イメージキャラクター「ピーちゃん・ナッツちゃん」のデザインにつきましては、八街市イメージキャラクター「ピーちゃん・ナッツちゃん」のデザイン等の使用に関する要綱第5条第1項に使用承認の基準が規定されております。この要綱の中で、「ピーちゃん・ナッツちゃん」を利用できない条件として、政治的または宗教的な目的を有するときと規定されておりまして、これは、特定の政治家等の個人、政党もしくは宗教団体を支援するものである

とき、またはこれらを支援もしくは公認しているような誤解を与えるおそれのあるとき、例えば特定政党の利害関係を有している場合、選挙に関して特定候補者を支援している場合、特定の宗教活動に使用する場合などは使用することはできないというものでございます。

したがいまして、例えば市議会議員の方々が、「ピーちゃん・ナッちゃん」の図柄を入れた市PR用名刺を使用することは、市のPRの観点から言えば特に問題はないと認識しております。これまでも、市内外の方々に、どら焼きや名刺、パッケージなどの様々なご利用をいただき、八街ブランドの推進役を務めておりまして、市議会議員の皆様におかれましても、利用基準の範囲内において、ご活用いただきたいと考えております。

○桜田秀雄君

市長答弁の中にありましたけれども、八街市のキャラクターは全国に先駆けて作られた。いわゆる竹下内閣のときの1億円創生事業、この一部の経費で作成されたものでございますけれども、著作権が委託事業者に残ったために、市や、あるいは市民の皆様が自由に使えない時期がありました。私も議員になる前に、市に著作権の返還を業者に求めるように申入書を提出するなど、また議員になってからも再三返還を求める質問をしてきた経緯がございます。

答弁の中にもありましたが、様々な経緯を経て市に無償譲渡され、使用にあたって使用要綱ができたわけでございますけれども、要綱の5条2項、今市長からも答弁がありましたが、政治的または宗教的な目的の使用禁止、こうした条文が含まれておりましたので、私は担当課に、議員の使用は可能かとお伺いいたしましたところ、議員は政治活動と裏表の関係にあるのでできませんとの回答でございました。早速、市長に面会を求めまして、市長同様に、議員も市のセールスマンとしての役割があることから、使用の許可を求めましたが、要綱を尊重したいとのお答えでございました。

要綱の4条5項には、市長が特に認めるときは使用申請ができるとあることから、市長の判断で許可を求めたところ、議会の総意であれば検討したいとのお答えでございました。早速、議会に持ち帰りまして、全員協議会に提案いたしました。賛成する議員は一人もおりませんで、キャラクターなんか必要ないよということでございました。

再度、市長にお伺いしますが、議員の総意であれば再度検討していただく、このお考えに変わりはありませんか。

○総務部長（大木俊行君）

今議員が言われたとおり、議員の使用につきましては様々な内容がございます。選挙活動中はもちろん使えませんが、今言われたように議員の使用につきましては、議会内で議論していただきたいと考えております。

○桜田秀雄君

今、社会福祉協議会でいろんなTシャツを作って、活動の充実を図る経費に充てようとしてあります。また、最近ではネクタイも作られました。私たちも、市が社会福祉協議会に委託する事業、あるいは行政の手が届かない事業、そうしたことに取り組んでいる社会福祉協議会に感謝しておりますし、私たちも積極的に応援していきたいなと思うんですね。そうした

意味で、さっぱりとした気持ちで応援したいと思っておりますので、再度議会に持ち帰りまして、皆さんに相談したいと思っておりますので、その節はぜひよろしくお願い申し上げます。

次に、（２）お悔み（死後手続）の窓口一本化について、お伺いいたします。

①お悔みに関する手続の種類について、まずお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

お悔やみに関する手続におきまして、一番最初に必要なことは、戸籍に関する届出である死亡届を死亡の事実を知った日から７日以内に提出することでございます。現在、死亡届のほとんどが葬祭業者から提出されておりますが、その他の遺族が行う手続は故人により異なり、多岐にわたることから、火葬許可証と一緒に、国民健康保険、国民年金等、市役所内で必要となる手続をまとめた冊子をお渡ししております。

○桜田秀雄君

今、市長答弁がありましたけれども、市民課では、お亡くなりになった方で住民票が八街にある人について、こういう手続が必要ですよというものを一覧表に取りまとめてくれています。また、その中には相続の関係とか、あるいは家庭の問題、こうしたもののプリントも一緒になっておりまして、大変ありがたいかと、このように思うんですね。

これを見ると、通常の人であれば大体の手続は可能であろうと私も思いますけれども、高齢者、あるいは今、社会問題になっておりますひきこもり、こうした皆さんが全国で今１００万人に達しようとしておりますけれども、こうした皆さんは社会との付き合いが希薄でございますから、いざというときになかなかこうした手続ができないのではないかと。新聞報道等によりますと、こうした手続が分からないために、親が亡くなっても、親のご遺体を押し入れの中に隠しておいた、こうした報道もされております。

そこで質問でございます。国の方からも、こうした社会状況を踏まえて、死後手続の窓口について、一本化を図るように指導文書が出ていると思うのですが、窓口の一本化を図るべきと考えますが、可能性について、どのようにお考えか、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

お悔やみ手続の窓口につきましては、ご遺族の皆様の負担を軽減するため、県内におきまして、船橋市、柏市が本年１０月から、お悔やみ窓口等を設置していることは承知しておりますが、本市におきましては、現在のところ設置する予定はございません。死亡届に伴う国民健康保険、国民年金の手続を行う国保年金課については市民課と隣接しており、市民課の担当がご案内する等の対応をしております。なお、ご遺族へお渡しいたします冊子につきましては、必要と考えられます手続の一覧を随時見直していくなど、ご遺族に必要な手続が円滑に進められるよう、努めてまいります。

今後につきましても、ご遺族の方々に対し、分かりやすく負担の少ない、丁寧なご案内が提

供できるよう、各課の連携・協力体制を強化いたしまして、利便性の高い窓口サービスの充実に努めてまいります。

○桜田秀雄君

担当課の方にお伺いしたところ、ケース・バイ・ケースになりますけれども、中には手続に不慣れな方、高齢者の方、そういう方については担当者が付き添って各課を回ったり、あるいは各担当課をその窓口と呼んでご案内したり、こういうことをしている、このようなお話も伺っております。

大変ありがたいことでございますけれども、やはりこれからは高齢化社会です。ぜひとも窓口の一本化について努力されることをお願いしたいと思うんですが、担当課はその辺について、どのようにお考えですか。

○市民部長（吉田正明君）

本市におきましては、直近3か年の平均で年間760件程度の死亡届というものが提出されております。議員がおっしゃいますように、死亡に伴います手続につきましては複数の部署にまたがり、またその内容もまちまちであるということで、大切な家族を亡くされたご遺族の方にとりましては、手続が大変煩わしいものであるということについては十分認識しているところでございます。

そういった中で、先ほどお話の中に出ましたけれども、手続の際には一方的に、この課に回ってくださいということではなくて、状況によりましては課の職員を呼んで、一緒に手続を行うといったような連携というのをこれまで行っているところでございます。

先ほど市長答弁の中にもありましたように、今お渡ししております文書につきましても、分かりやすくさせていただくやり方であるとか、お金をかけずにできるサービスもあろうかと思いますので、そういった大切な肉親の方あるいはご親族を失われた方の気持ちに寄り添ったような親切的な、丁寧な対応に今後も努めてまいりたいというふうに考えております。

○桜田秀雄君

国からの指導もあるわけですから、ぜひとも市民の皆さんが死後の手続がスムーズにできるように。いろんな手続がございます。役所ばかりでなく、あるいは保健所とか、相続とか、いろんな問題がありますので、市民の皆さんに寄り添った業務に努めていただきたい、このことをお願いしておきます。

次に、（3）マイシティーレポートについて、お伺いいたします。

①道路破損、路肩の垣根、あるいは公園遊具など、危険箇所に対する市民からの通報及び処理件数の推移について、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

道路のほか、水路等に関する危険箇所の通報件数につきましては、破損や落下物に加え、沿道からの枝の張り出しや土砂の流出など、様々な情報をいただいております。全てはカウントしていませんが、1日のうち5件から20件ほどの情報提供があり、その都度、迅速に対応

しているところでございます。

通報の件数、内容につきましては、その年により様々ではありますが、特に民地からの枝の張り出しにつきましては増加している傾向でございます。

次に、公園遊具などに関する通報及び処理件数でございますが、平成30年度は20件の通報中20件、令和元年度は17件の通報中16件が処理済みであり、残りの1件につきましては今年度処理する予定となっております。その内容といたしましては、ベンチやフェンスの破損などであり、市民の方からの通報や、区長を通じての要望によるものでございます。

これらの対応といたしましては、職員にて現地確認を行い、業者発注による修繕工事や直営作業による補修などを行っております。

道路や水路、公園遊具などの破損等による危険箇所につきましては市内全域となるため、行政だけでは把握が困難なことから、市民の方をはじめとする通行者、利用者からの通報が重要となっておりますので、今後も通報をいただいた際には、現地確認の上、必要な修繕や補修等を行いながら、安全対策に努めてまいります。

○桜田秀雄君

担当課にお伺いしますけれども、今市長の方から年間5件から20件くらい上がってくると、そういうお話でございますけれども、直近3年ぐらいで結構ですけれども、専決処分の件数と金額が分かれば、お願いいたします。

○建設部長（市川明男君）

直近3年ということでございますので、平成30年度からでございますが、こちらにつきましては専決処分した例はございませんでした。昨年度、令和元年度につきましては3件でございます、金額といたしましては51万1千740円。本年度、令和2年度でございますが、これまでに4件、11万5千637円となっております。

○桜田秀雄君

11月15日付の広報やちまたの一面に、今市長が言われました、道路にはみ出した枝や、あるいは道路損傷を発見した場合、道路河川課に連絡をお願いする記事が掲載されておりました。道路にはみ出した樹木や、あるいは道路の損傷は思わぬ事故を招き、ときには人身事故などに発展し、死亡事故ともなれば億単位の補償もしなければなりません。

こうした不測の事態を招かないように、名称は様々ですが、各市でスマホなどを使い、写真を撮って行政に送る、それにコメントを付けて送る、こうしたことによって行政が素早く対応する、こうしたシステムも導入されております。市民が自ら街づくりに直接参加すること、このことによって市民の皆さんの我がまち意識も高まりますし、投稿した危険な箇所が早急に修繕されれば、行政への信頼度も高まってまいります。

ぜひスマホ、ICTなどを活用した市民通報システムを構築し、少なくとも建設3課は情報を共有して対処すべきであると考えますけれども、いかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市では、市民からの危険箇所に関する通報等につきましては、電話やメールなどでお寄せいただいているところでございますが、特に支障はない状況でございます。このため、ご質問のスマートフォンなどを活用した市民情報システムの導入につきましては、現時点では考えておりませんが、千葉市や市川市をはじめ、全国の自治体で活用されている例があることは承知しておりますので、近隣市町の動向を踏まえた上で、慎重に調査・研究してまいりたいと考えております。

○桜田秀雄君

今市長から研究したいというお話がございました。八街の大きな行政の柱として、市民参加の街づくりをうたっているわけでございますから、その点を含めて、建設部長はどのようにお考えなのか、お伺いいたします。

○建設部長（市川明男君）

I C Tを活用する形で、昨今、様々な市町村の方で取り組まれている例は承知しております。まず、本市におきましては、これまで、登録していただいて、様々なI C Tを活用するやり方よりも、緊急の場合につきましてはやはり電話が一番早いという形になっております。まず通報しやすい機運を高めるために、今回、議員が今おっしゃったとおり、11月15日号の広報で市民の方の協力を求めるような掲載をさせていただいたところでございます。

今後につきましても、まずは市民の方から通報しやすい機運を高めることを優先して考えていながら、こちらの導入につきましても慎重に調査・研究してまいりたいと考えております。

○桜田秀雄君

よろしくお願ひしたいと思います。

次に、市表彰制度について、お伺いいたします。

①市表彰規程の中に表彰の種類を追加すべきだと思いますけれども、いかがか、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市における表彰につきましては、八街市表彰規程に基づきまして、市政の発展及び福祉の増進等に寄与した者、または市民の模範となる行為をした者に対しまして、その功績をたたえるために表彰することとしております。また、この規程には表彰の分類はなく、現在は全て八街市表彰の授与のみを実施しております。

表彰の種類の追加ということでございますが、過去に例を見ないような飛び抜けた功績を上げた方に対し、従来の市表彰を越えたような、何らかの表彰の必要性は十分考えられますので、具体的な事案が生じた場合には、表彰審査会に諮った上で、前向きに検討してまいりたいと考えております。

○桜田秀雄君

次に、②教育委員会表彰規程についても同様に考えているわけですが、いかがでしょ

うか。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

教育委員会では、これまで八街市教育委員会表彰規程に基づき、一定以上の功績等を上げた方を表彰するにあたり、市の表彰との整合を図り、双方で表彰することないよう、配慮してまいりました。

また、過去に例を見ないような飛び抜けた功績を上げた方の対応については、前向きに検討してまいりたいと考えております。したがって、教育委員会といたしましては、市の表彰との整合性を考慮し、抜群の功績を上げた方の表彰の必要性について、検討してまいりたいと考えております。

○桜田秀雄君

来年は、延びておりましたオリンピック、あるいはパラリンピックの開催が予定されております。オリパラには八街市から各1名の出場者が予定されておりますけれども、八街の星として大変期待されております。

私は、出場するだけでも偉業をたたえるべきであろう、仮にメダリストとなれば特別に表彰すべきであると考えています。市の表彰制度には功労彰のみが規定されております。こうした皆さんにどのような表彰形態をお考えなのか、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

本市における表彰につきましては、八街市表彰規程に基づきまして、市政の発展及び福祉の増進等に寄与した者、または市民の模範となる行為をした者に対し、その功績をたたえるため表彰することとしております。また、この規程には、表彰の分類はなく、現在は全て八街市表彰の授与のみを実施しております。

表彰の種類の追加ということでございますが、先ほど答弁しておりますが、過去に例を見ないような飛び抜けた功績を上げた者に対し、従来の市表彰を越えたような、何らかの表彰の必要性は十分考えられますので、具体的な事案が生じた場合には、表彰審査会に諮った上で、前向きに検討してまいります。

○桜田秀雄君

市長答弁の中で、いわゆる特別な事例が発生した場合には表彰審査会に諮って考えたいと、そういうお話でございますけれども、私はそれでは遅いと思うんですね。

例えば八街市表彰規程を見ますと、いわゆる功労彰が記載されていますけれども、他市では、例えば表彰規程に功労彰、これは行政等に貢献した人、あるいは功績を上げた場合の功労彰、あるいは寄附した方に別の彰と、こういう規程が明記されている市町村もございます。

行政委員あるいは区長など、行政に関する功労者には自治功労彰、あるいは学術や文化に関する対象者、こうした皆さんには文化功労彰、あるいはスポーツに関してはスポーツ功労彰など、特別な表彰が必要な場合、今話がありました、こうした場合は冠に特別を付けて、オリンピックのメダリストには特別スポーツ功労彰とするなど、対象者や目的に沿った形の種

類の表彰を創設しておいた方が、私は良いのではないかと思いますけれども、いかがですか。

○総務部長（大木俊行君）

今言われたとおり、オリンピック・パラリンピックはスポーツにおける最高峰の祭典として、広く市民の方々に知られているところでございますので、今議員が言われたとおり、様々な観点から表彰規程について見直しをかけまして、できるだけ具体的な事案が発生した場合については前向きな検討をさせていただきたいというふうに考えています。

○桜田秀雄君

確かに表彰規程は部内で調整できるものですね、議会の承認は必要ないと思うんですけれども。

八街には名誉市民という表彰制度もございますけれども、これは質が違うのかなと思います。これまで八街では3名の方が名誉市民として登録されておりますけれども、例えば仮にメダリストになった場合に、名誉市民という称号は難しいのでしょうか、いかがでしょう。

○市長（北村新司君）

現在、本市におきましては市民栄誉賞の規程は存在しませんが、ご案内のとおり、国や千葉県では表彰規程等に基づきまして国民栄誉賞、県民栄誉賞の授与が規定されております。本市におきましても、八街市の名を高めることに顕著な功績があった場合には、市民栄誉賞につきましても検討の必要があると考えております。

○議長（鈴木広美君）

会議中ではありますが、ここで昼食のため休憩をいたします。

午後は1時10分から再開します。

（休憩 午後 0時01分）

（再開 午後 1時10分）

○議長（鈴木広美君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、桜田秀雄議員の一般質問を許可いたします。

○桜田秀雄君

それでは次に、2番目の環境問題について、お伺いいたします。

いわゆるSDGs、持続可能な開発目標について、お伺いいたします。

この件については2015年から2030年までの長期的な開発の指針として、2000年に国連のサミットにおいて採択されたものでございまして、17の目標と169の具体的な課題、いわゆるターゲットと言われておりますけれども、これで構成されております。最近ではテレビのコマーシャルでも流れるようになってまいりまして、理解が進んでいると思いますが、日本ではまだまだ、この問題について関心が薄いのかなと思います。

そこで、①持続的開発目標に対する市のご認識をお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

持続可能な開発目標、SDGsとは、2015年9月の国連サミットで採択された、2030年を期限とする、先進国を含む国際社会全体の開発目標でございます。持続可能な世界を実現するための17の目標と169のターゲットで構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っております。SDGsに関する取組といたしまして、国におきましては、SDGs実施のための指針を平成28年12月に策定しており、あらゆる人々の活躍の推進、健康・長寿の達成など、8つの優先課題と具体的施策を定め、持続可能な経済・社会づくりを行うこととしております。

SDGsの目標には、貧困や飢餓、健康や教育、男女平等、経済成長や持続可能な街づくり、環境の保全などが掲げられており、これらの取組や理念は、本市の総合計画や総合戦略、各個別計画に掲げる趣旨や施策と同じくするものもあることから、本市における各計画の着実な推進が、SDGsの取組を進めていくことにつながるものと考えております。

また、国が策定いたしました持続可能な開発目標実施方針の中で、各地方自治体の計画策定の際にはSDGsの要素を最大限反映することが奨励されておりますので、今年度を始期といたします八街市総合計画2015後期基本計画におきまして、自治体として取り組むべき目標やターゲットを、本市の実情等に合わせまして整理した上で関連付けを行い、策定したところでございます。

○桜田秀雄君

169の具体的なターゲットを全て取り上げて取り組むというのは困難であろうと、私も思っております。私は超党派市民議員、地方議員でございますけれども、362名で作る、ストップザ気候危機・自治体議員共同宣言の会というのに参加しておりまして、目標13の気候変動及び11の住み続けられる街づくり、これを課題として取り組んでいきたい、このように考えています。

八街市として、先ほど8項目の重点課題という話もありましたけれども、どのような具体的な目標やターゲットを選択しようとしているのか、その辺について、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市におきましては、八街市総合計画2015後期基本計画及び第2次八街市まち・ひと・しごと創生総合戦略の各施策分野に、SDGsが目指す17の目標を関連付けることにより、総合計画、総合戦略、SDGsを一体的に推進するとともに、地域の活性化を図ることとしております。また、本市におけるSDGsの取組の進捗状況を測る物差しとしても、総合計画における各施策分野の指標を活用することで、着実な取組を図ることとしております。

なお、SDGsにおける目標や指針は、国のレベルで取り組むべきものが多く含まれるなど、複雑で関与の仕方が分かりづらいことなどから、引き続きSDGsに関する庁内の情報共有を図るとともに、市民の皆様方にも情報を発信してまいりたいと考えております。

○桜田秀雄君

この問題について、いわゆる教育現場ではどのような取組を考えているのでしょうか。最近では子どもたちに理解しやすいような、様々な小雑誌や教材も作られていますけれども、教育委員会として取上げたい目標、あるいはターゲットについて、お考えがあればお伺いしたいと思います。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

教育現場におけるSDG sは、学習活動や学校生活の全てにつながっているものと考えております。

本市においては、八街南中学校が教育センターの研究指定を受け、SDG sをテーマとして校内研修に取り組んでおります。今年度の状況としては、まず講師を招聘し、教職員がSDG sへの理解を深め、生徒の学習意欲を高める手だてについて、研修に取り組みました。また、17の持続可能な開発のための目標を、他人事から自分事への意識に改革していくことを目指して学習を進めております。

これからは、さらに学びを深めていく中で課題を見つけ、検証・実践することを繰り返し、課題解決につなげてまいります。教育委員会としましては、実践校の取組を市内各校へ広げ、SDG sへの理解を深めるとともに、生活の中で実践できる児童・生徒の育成に努めてまいります。

○桜田秀雄君

課題のとりわけ方ですが、これは県あるいは地区、町、印旛郡とか地域、あるいは学校、いろいろあると思うんですが、どのような形で取り組もうとしているのか、お伺いします。

○教育次長（関 貴美代君）

お答えいたします。

課題への取組もそうなんですけれども、まずは八街南中学校が研究指定を受けておりますので、そこから課題検証をいたしまして、課題解決につなげてまいりたいと思います。そこからまた実践校の取組を各市内の学校へ広げていくことに取り組んでまいりたいと思います。

○桜田秀雄君

新聞報道、あるいはマスコミ等でも、いわゆるオーストラリアでかわいいコアラが大量に犠牲になる大規模な山火事、あるいは昨年、千葉県を襲った台風では八街市でも大変大きな被害を受けたわけでございます。また先般、81年ぶりに各地でもっとも遅い夏日が記録されました。これらも全て地球温暖化と関係している、このように言われております。

気候非常事態宣言とは、国や都市、地方政府などの行政機関が気候変動への危機について非常事態宣言を行うことで、気候変動への政策の立案、計画、キャンペーンなどへの対応を優先的にとるもので、環境省も2020年6月12日、気候危機宣言を閣議決定されております。持続可能な開発目標の中の13気候変動とその影響に立ち向かうための緊急対策として位置付けられているものでございます。

私と同様に、成田市に、気候変動の会に参加している議員がおられます。その方が9月議会

でこの問題を取り上げましたところ、市当局から前向きな答弁をいただいていたわけですが、何と11月26日、成田市ゼロカーボンシティ宣言という形で宣言が発令されました。

ゼロカーボンシティ宣言は県内で7番目となりますけれども、ゼロカーボンシティについては、市はどのようなご認識でおられるのでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

気候非常事態宣言につきましては、2016年12月に初めてオーストラリア南東部の自治体が宣言を行ったことに起因し、徐々に世界に広がるといった傾向になっております。国内におきましても気候非常事態宣言についての取組が行われ始め、現時点におきましては神奈川県鎌倉市、長崎県壱岐市のほか45団体、学会・研修機関では日本エシカル推進協議会、日本学術会議のほか10団体で宣言を行っている状態となっております。

また、国におきましても11月の臨時国会におきまして、衆議院、参議院ともに気候非常事態宣言が採択されているところでございます。その中で、温暖化問題は気候変動の域を超えて気候危機の状況に立ち至っております。一日も早い脱炭素社会の実現に向けて、経済社会の再設計、取組の抜本的強化を国を挙げて実践していくとあります。

本市におきましても、猛暑、台風、集中豪雨など、温暖化が原因と思われる気候変動が発生している状況でございますので、対策としましては住宅用太陽光発電システムに対する助成の継続、また公共施設における太陽光発電設備の設置、照明のLED化、並びに防犯灯のLED化を行っております。また、家庭でできる温暖化防止の取組について、ホームページに掲載し、市民に周知したところでございます。ほかにも、市民、事業者、行政の役割分担と連携によりまして、ごみの減量、再利用、再資源化、さらにごみの発生を抑制する取組などを推進することにより、地球温暖化防止に努めてまいります。

今後、環境基本計画を策定する考えでおりますので、その中で、気候非常事態宣言を含めた内容で、先進地を参考にしながら検討してまいります。

○桜田秀雄君

菅政権が誕生して間もなく、総理の方からも2050年までにはCO₂排出量を実質ゼロにするんだという決意を示されております。再生可能なエネルギー、あるいは自然環境の保全、リデュース、いわゆる繰り返し使うリユース、ごみになったら資源として再利用するリサイクル、いわゆる3Rの推進など、ゼロカーボンシティ宣言。ぜひこの問題に早急に取り組んでいただきまして、できれば気候変動非常事態宣言、八街の庁舎の前には、そうした設備もできておりますので、あそこに非常事態宣言の看板が立つ日を楽しみにしておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

次に、⑤でございますけれども、目標11住み続けられる街づくり、持続可能な地域交通の提供について、お伺いいたします。

高齢者などの交通弱者に対する取組は本市の重要な課題であります。全てを行政にお願いす

るという時代は終わり、市民との協働による街づくりが求められています。具体的な目標の11の2住み続けられる街づくりが課題として取上げている持続可能な地域交通の提供について、市はどのようなお考えをお持ちでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

SDGsにおける基本目標の11住み続けられる街づくりに関連するものとして、総合計画2015後期基本計画に「一の街めざします便利で快適な街」を掲げ、移動を支える公共交通の充実を推進することとしております。

公共交通は、交通分野の問題に限らず、街づくり、福祉、教育などの様々な分野で大きな効果をもたらすものでございますが、自家用自動車への依存度の高まりや人口減少、少子化等により利用者が減少し、地域公共交通を取り巻く環境が年々厳しさを増している中、利便性の高い公共交通と市の財政健全の両面に配慮し、多くの方が利用しやすい、持続可能な公共交通の確保・維持が不可欠な状況となっております。

このような状況を踏まえまして、来年度を始期とする公共交通のマスタープランである八街市地域公共交通計画を現在策定中でございますので、策定にあたりましては、本市の公共交通の担い手である鉄道、民間路線バスやタクシー交通等の既存の公共交通の確保・維持が困難となることのないよう、ふれあいバスを含め、それぞれの機能分担を勘案し、また、本市の財政状況にも十分に配慮した中で、八街市地域公共交通協議会等におきまして協議を重ね、SDGsに掲げる、住み続けられる街づくりに努めてまいります。

○桜田秀雄君

先ほど新見議員からも、いわゆるNPO法人等との連携のお話もございました。様々なノウハウを持った民間企業、国の方でも法律を改正いたしまして、先ほど新見議員に対する答弁の中にもありましたように、地域で持っている交通の資産、資源、そういうものを総動員して、こうした問題に取り組むべきだと国も言っております。

市民の皆さんが免許証を返還しても安心して暮らせる社会にするためには、地域交通の整備は必要不可欠でございます。

先般、八街教習所を訪問いたしまして、意見交換させていただきました。皆さんもご存じのように、教習所ではマイクロバス2台とワンボックスカー3台で受講者の送迎を行っております。マイクロバスは決められたルート、ワゴン車は個人宅まで送り迎えをしているとお伺いいたしました。一民間企業が車輛5台で路線バスとデマンド交通を実践しているようなものでございます。

介護施設では、朝夕の送迎を除けば、日中はバスはほとんど止まっています。デマンド、いわゆる利用者の需要や要求という意味でございますけれども、小規模ですが、既に実践されている企業もあるわけです。

国も11月27日、地域交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正いたしまして、交通に関するマスタープランを作成するとともに、地域の輸送資源を総動員して地域交通シス

テムを構築するよう求めています。

2015年から始まる持続可能な街づくりに合わせて、NPO、あるいは民間事業者と連携して、少ない経費で持続可能な交通システムを作り上げていただきたい。このように思うんですが、いかがでしょうか。

○総務部長（大木俊行君）

今議員が言われましたとおり、今回の内容につきましては、例えばSDGsの中ではインフラ、温暖化と持続可能な都市づくりの中で、公共交通の内容につきましては、移動を支える公共交通の充実という形で入れております。今言われたとおり、公共交通につきましては様々な手法がございます。こちらにつきましては、いろんな都市、今実際に行っている都市とか、そういう自治体のところを確認しながら、皆さんの意見を伺いながら検討してまいりたいというふうに考えております。

○桜田秀雄君

改革クラブは、新見議員も言うておりましたけれども、何でもかんでも行政にやれ、こういうことは申し上げません。いわゆる市民との協働、これを大きな柱にしながら第三の道を研究されることを心からお願いいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（鈴木広美君）

以上で改革クラブ、桜田秀雄議員の個人質問を終了します。

ただいま消毒を行いますので、しばらくお待ちください。

次に、公明党、角麻子議員の個人質問を許します。

○角 麻子君

公明党の角麻子でございます。

通告に従い、順次ご質問させていただきます。今回は、図書館、ごみ分別早見表、教育問題、そして偏見や差別のない暮らしやすいまちへの4項目にわたり、ご質問いたします。

新型コロナウイルスの感染者がまた全国各地で拡大しており、本市でも増えてきております。ここで、しっかり感染拡大を防がないといけません。そこで、不特定多数の利用者がある図書館について、まず質問いたします。

新型コロナウイルス感染拡大予防対策として、来館者への安全確保のための対策はどのようにしているのか、伺います。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

来館者の安全確保のための対策については、日本図書館協会資料保存委員会の見解として、資料を介した新型コロナウイルス感染症を防ぐ最も効果的な対策は、資料利用前後の手洗い、手指の消毒と、利用された資料の一定時間の隔離が有効とされております。その見解を基に、アルコール手指消毒器を館内8か所に設置しております。また、返却された本については、表面を専用の消毒液で拭いた後、別室に1日隔離してから書架に戻す方法を取っております。

職員が利用者に感染させない対策として、総合カウンターでは飛沫感染防止用のビニール

シートを設置するとともに、職員はマスク及び使い捨て手袋を着用し、カウンター対応にあたっております。

そのほかの対策として、密になった場合の離席の呼びかけや、マスクを付けていない来館者に対しては手作りマスクの提供などを行っております。また、風邪の症状や体調がすぐれないときは来館を控えていただくよう、ホームページ等で周知するとともに、来館時に入館者カードを記入していただき、健康状態の確認をさせていただいております。なお、万が一、感染者の利用が確認された場合には、関係機関に情報提供できる体制を整えております。

○角 麻子君

ありがとうございます。

アルコール手指消毒器設置8か所ということなのですが、来館者には、まず初めに正面玄関の入口のところで消毒してもらっていると思うんですけども、その辺がしっかり徹底されているのかどうか、確認させてください。

○教育次長（関 貴美代君）

お答えいたします。

現在、入館時の手指の消毒につきましては、館内掲示のほか、図書館のホームページにて周知を行っております。手指消毒器の設置場所については、正面入口に1台、入館者カード記載台前に1台、コピー機脇に1台、新聞・雑誌コーナーに2台、本を探す機械3台にそれぞれ1台ずつ、合計8台を設置し、容易に手指の消毒ができるように整備しております。

今後、館内清掃の際のアナウンスや館内巡回時に声かけを行うなど、手指消毒の励行を一層周知してまいります。

○角 麻子君

ありがとうございます。

退館時にも、やはり消毒を促すような必要があるのではないかと私は思っております。できましたら、受付等で、帰る際にも手指消毒をしていただければというふうな声かけなどをしていただけたらいいのかなと思うんですけど、この辺に関してはどうでしょうか。

○教育次長（関 貴美代君）

お答えいたします。

退館時につきましても、貸出手続の際に声かけを行うとともに、館内掲示により手指消毒の励行を周知してまいります。

○角 麻子君

ありがとうございます。では、徹底してよろしくお願いいたします。

それでは次に、入館やテーブルの利用等の人数制限はどうしているのか、伺います。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

現在、入館については制限を設けておりませんが、場合によっては入場制限を行うことも考えられます。また、読書席の利用につきましては、ソーシャルディスタンスを確保できるよ

う、椅子を間引いてご利用いただいております。

○角 麻子君

それでは、館内のテーブル等の消毒や換気方法はどのようにされているのか、伺います。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

館内の消毒につきましては、2時間おきにカウンターや閲覧席、雑誌架の取っ手やトイレのドアなど、利用者が手を触れる箇所の消毒作業を職員が行っております。また、館内の空気がよどむことのないよう、窓及び正面入口、通用口を開放し、常時換気を行っているところです。

○角 麻子君

では次に、おはなし会など、いろいろイベントをやっているかと思うんですけれども、今のイベント状況はどのようなになっているのか、伺います。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

おはなし会などのイベントにつきましては、8月より感染予防対策等の準備ができたものから順次再開しております。施設側の対策として、定員を通常の2分の1以下にし、参加者同士の密を避けるために椅子等の間隔を空けた配置を行っております。また、十分な換気と、終了時に室内、椅子などの消毒を行っております。イベント参加者には手指の消毒、検温、参加者名簿の記入をお願いし、感染拡大予防に努めております。

○角 麻子君

定員を2分の1以下という設定でやっていらっしゃるということなんですけれども、募集に対しての参加状況はどのような形なのか、お願いいたします。

○教育次長（関 貴美代君）

お答えいたします。

現在、おはなし会や「えほんがうごくえいがかい」など、子どもを対象にした事業につきましては、徐々に2分の1の定員に近づいてきております。映画会につきましては、視聴される方の多くは高齢者だったため、参加者数は少ない状況が続いています。

○角 麻子君

では、図書館全体としての利用者は、休館前に比べてどの程度まで戻ってきているのか、教えていただければと思います。

○教育次長（関 貴美代君）

お答えいたします。

5月26日より利用制限を徐々に緩和しながら再開してまいりました。当初は新聞や雑誌の閲覧に制限を設けていたため、高齢者の利用が少なかったり、家族の中でも代表が1人で来館したりと、利用者数、貸出冊数ともにコロナ前の6割程度でした。その後も座席数の制限はしておりますが、事業も少しずつ再開し、10月末現在では全体の8割程度まで回復して

おります。

○角 麻子君

ありがとうございます。

全国の図書館で電子書籍の貸出件数が増加しています。新型コロナウイルスの感染拡大による臨時休館中でも利用できることに加えて、再開後も、人との接触を避けられると、需要が高まったからだそうです。来館できない人に考慮し、電子書籍の取扱いを急遽始めたという図書館も増えてきています。電子書籍の貸出しは、図書館のウェブサイト上で電子書籍を閲覧できるサービスで、1冊ごとに利用期限や同時に閲覧できる人数が設定され、予約もできます。

電子出版制作・流通協議会の調べでは、今年の4月現在で全国の約7パーセントにあたる94自治体の図書館が導入しています。図書館運営業務などを受託している図書館流通センターによると、今年5月の貸出件数は、前年同月の5倍となる約8万5千件に急増したそうです。

東京の千代田区立図書館では、絵本の電子書籍の貸出しが好評で、朗読音声付の作品もあり、自宅にいた子どものため、また読み聞かせをする親などが多く利用したのではないかと分析されています。臨時休館が長期にわたり、導入を決めた図書館も増えてきています。近隣でも、四街道市が導入を決め、準備を今進めているということです。

現在、利用者が休館前の8割程度にとどまっているということなので、来館したくても来館できない人へ考慮をすると、やはり電子書籍が私は必要だと考えております。そこで、電子図書館サービスの導入の考えはあるのか、伺います。

○教育長（加曽利佳信君）

答弁いたします。

電子図書館サービスについては、読書スタイルの多様化に対応するとともに、新型コロナウイルス感染症拡大防止策のために図書館が休館となった場合でも、利用者の読書環境を維持できる有効な手段であると考えております。

このようなことから、令和3年4月からのサービスが提供できるよう、導入作業を行っているところです。

○角 麻子君

導入を進めるということでお返事をいただけて、うれしく思っております。

では、どのような書籍か、また冊数、貸出数の設定はどのように考えているのか、伺います。

○教育次長（関 貴美代君）

お答えいたします。

電子図書館サービス開始時の蔵書冊数につきましては、現在所蔵していない文学作品を中心に、児童向け読み物、ビジネス書、中・高生向けのライトノベルなど、約300冊を予定しております。1人当たりの貸出冊数につきましては、開始時は1人1冊程度の貸出しを予定しております。今後、蔵書冊数に応じて貸出冊数を増やしていきたいと考えております。

○角 麻子君

導入されても周知されていないとだめですので、しっかりと周知していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

図書館の資料は多くの方が使います。また、棚に置いておくだけでも結構ほこりがつき、意外に汚れているものです。感染拡大により日常の中で当たり前となった除菌ですが、感染が拡大する中、図書館では本についたウイルス等を取り除く図書除菌機が今注目されています。その使い方はとても簡単で、紫外線を当てることでインフルエンザ、大腸菌などを除菌するほか、ページの間に残った髪の毛や食べかすを風で取り除くことができます。特に、小さな子どもを持つお母さんが少しでも安心できると、利用者が一気に高まったそうです。

そこで、図書除菌機の設置を望むが、いかがでしょうか。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

図書除菌機の設置については、近隣の図書館でも導入が増えております。現在主流となっている紫外線と送風機能による除菌機については、雑菌や臭い、ほこりなどを除去する効果は確認できますが、新型コロナウイルスに対する有効性については確認できておりません。

今後、新型コロナウイルスに対する効果、紫外線が本に与える影響などを調査し、導入について、検討してまいりたいと考えております。

○角 麻子君

新型コロナウイルスに対する有効性はまだ確認できていないということですが、アレルギーとなる、ほこりやペットの毛なども除去できることは、小さなお子様がいらっしゃるご家庭での安心感にもつながると思います。除菌の生活が当たり前となった今、サポート役の1つとして活躍できると思いますので、ご検討いただけますよう強く要望いたしまして、次の質問に移りたいと思います。

ジュニア司書マイスターの活動についてです。

本市では生徒が司書としての知識や技術を学びながら、読書の面白さやすばらしさを学校や家庭に広げる読書リーダーになるようにと、毎年、ジュニア司書養成講座を開催し、講座修了後はジュニア司書として、文庫の整理や受付業務、図書館でのおはなし会などのイベント、また本を楽しく紹介するポップ作りなど、たくさんの活動をされています。

通告書ではジュニア司書マイスターとなっていますけど、ジュニア司書も含めてなんですが、コロナ禍においての今の活動はどのようになっているのか、伺います。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

ジュニア司書、ジュニア司書マイスターへの図書館での感染があつてはならないことから、第10期ジュニア司書養成講座は中止しました。また、ジュニア司書の活動及びジュニア司書マイスターの活動は、カウンター業務や、おはなし会スペシャル等で、利用者と対面するものは見合わせているところでございます。

その代替活動といたしまして、事務室内でできる掲示物の作成や、学級文庫の本の整備、在宅でできる本の紹介ポップ等の作成、これから実施予定の小・中学生のためのおはなし会で使用するお勧め本の動画の作成、年末福袋の本の選定を行っております。

今後も、コロナ禍の中でも読書の面白さやすばらしさを伝える読書リーダーとして活躍できるよう、感染防止対策を徹底し、活動の機会を確保してまいります。

○角 麻子君

制限はあるものの、そのように対面でない形で活動されていると聞き、安心しました。

ジュニア司書で一定の活動をした者に対し、ジュニア司書マイスターの称号が授与されています。ジュニア司書を引っ張っていく先輩格になるわけですね。私はマイスターとなったら、さらに活躍の場があっても良いのではないかと考えております。

現在、図書館は公式ツイッターで図書館の情報や魅力を発信しています。ツイッターのユーザー年齢は10代、20代と、若い世代が中心となっているツールです。そこに、同じ世代のジュニア司書マイスターの若い発想力で、もっと魅力ある情報を発信してはいかがでしょうか。そこでジュニア司書マイスターにツイッター発信の機会を与えてはいかがでしょうか。

○教育長（加曽利佳信君）

答弁いたします。

図書館のツイッター発信につきましては、現在、職員が投稿内容を作成し、発信しております。

今後は、この中に定期的にジュニア司書やジュニア司書マイスター作成のお勧めの本のポップなどを取り入れて、発信してまいります。また、図書館のツイッターの内容が活性化するようにアイデアや発信内容を募り、内容の一層の充実に努めてまいりたいと考えております。

○角 麻子君

どうかアイデアを募っていただいて、親しみやすいツイッターにしていいただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次の質問に移ります。

ごみ分別早見表についてです。ごみを捨てる時、分別方法に悩むときに活用するごみ分別早見表ができて、多分2年になると思うんですけども、ごみ分別早見表ができて、クリーンセンターでの作業は軽減されたかどうか、伺います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

ごみ分別早見表につきましては、市民の皆様方から、品名などからの分別方法や、ごみの指定袋の色などを判別できる、ごみ分別早見表を作成してほしいとのご意見をいただき、平成30年11月からホームページへの掲載を開始いたしました。分別方法などに変更が生じた場合は、その都度、改訂作業を行い、使いやすいごみ分別早見表の作成に努めております。

なお、市民の皆様方からの問合せの際には、ごみ分別早見表をご案内し、活用を促しておりますが、ごみ分別早見表の認知度はまだまだ低いと認識しており、問合せ作業等の大幅な軽

減には至っていないと考えております。

今後も、市民の皆様方にとってさらに利便性の高い、ごみ分別早見表に改良しますとともに、認知度を高めることで、クリーンセンターでの問合せ業務の軽減に向けた努力をしてまいりたいと考えております。

○角 麻子君

私も出し方に困るとき、ごみ分別早見表を活用するんですけども、ちょっと分かりづらいなというふうに感じます。それはどういうことかといいますと、ごみの分別に変更があった場合は早見表も改正されるわけですが、修正部分がページの最後に載っているからです。せっかく五十音順に載っているのに、これでは利用者は確認するのに二度手間になってしまいますことになります。修正に気付かなければ、当然間違った分別になるわけです。早見表は、誰もが分かりやすく使用できないと、利用者も減るし、正しいごみの分別に反映されないのではないのでしょうか。

そこで、今後の内容の充実について、伺います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

今後の内容の充実につきましては、市民の皆様方からのご意見及び近隣市町の先進事例などを参考にいたしますとともに、市内には外国の方々が多数お住まいですので、外国語表示も取り入れることで、さらに利便性の高いごみ分別早見表を作成してまいりたいと考えております。

○角 麻子君

まず、できるところから改善をしていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

今、全国の自治体に参加できる、ごみ分別促進アプリケーション「さんあ〜る」というアプリがあり、これを導入している自治体が増えてきています。全国では既に115自治体が導入していて、千葉県内でも印西市、松戸市、柏市、四街道市、酒々井町など、11自治体が導入しています。分別早見表と同じく、品目名から分別方法を確認することができて、地域を設定すると、収集日をカレンダー形式で確認できますし、収集日を通知する機能もあります。また、日本語のほかに17の多言語にも対応できるようになっています。非常に見やすくなっているので、ある意味、分別を推進する有効なツールだと思います。

八街市でも導入していただければと思うのですが、この辺の考えはいかがでしょうか。

○経済環境部長（黒崎淳一君）

お答えいたします。

ご質問のごみ分別促進アプリ「さんあ〜る」につきましては、千葉県内では9市2町が導入済とのことですが、市民の利用率は低い状況と伺っております。また、初期費用の設定費や、サーバー使用料が必要となってくることなどから、導入につきましては既に導入している自治体の利用率などを調査し、他の方法も含めて慎重に検討してまいりたいと考えています。

○角 麻子君

ぜひご検討をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、教育問題として、児童・生徒の相談窓口について、質問いたします。

新型コロナウイルスで新年度から長期の休校となり、児童・生徒たちにも、これまでとは違った悩みが起きているのではないのでしょうか。

そこで、コロナ禍で相談件数、内容に変化はあったのかどうか、伺います。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

学校再開後の、小学校、中学校における児童・生徒の教育相談は、学校によって状況は様々ですが、増加傾向にある学校もあります。相談内容については、学習面での相談、友人とのゲームやSNSに関するトラブル、家庭内の不和、両親、親子の関係に関わる相談などが、これまでの相談内容に比べると増えています。

今後もコロナ禍における悩みや不安を抱える児童・生徒の増加が懸念されます。学校においては児童・生徒の変化を注視し、相談しやすい体制づくりや心のケアに努め、相談機関の情報提供等、相談機会の確保を行ってまいります。

○角 麻子君

近年の若者は、いじめ、貧困、対人関係、孤独感、漠然とした将来への不安などに対して悩んでいることが多くありながらも、対人関係が希薄で自己肯定感が低いことなどから、身近な人への相談を苦手とし、SNSの世界に救いを求める行為が増えていると、様々な調査から明らかになっています。このような現代の若者の生活様式や特性に合わせた相談体制を用いながら、具体的な支援につながる取組が広がる一方で、悩みを抱えたときに助けを求めることの大切さと、その方法を学ぶ教育が注目されております。

若者に対するいじめ、不登校、自殺などの相談体制の強化には、気軽に相談できる環境整備が必要です。今や若者のコミュニケーションツールはSNSが主流となっており、現在支援を行っている電話や対面相談のほかに、多様な相談ツールを選択肢として用意できれば、子どもたちが抱える問題の深刻化を早い段階で防げる可能性が広がります。

2年前、議会質問にて、私はSNSによる相談窓口の導入を取り上げさせていただきました。残念ながら、市としてはまだ導入されていません。ただ、千葉県としては県内の中学生、高校生を対象としたLINEによる相談、「そっと悩みを相談してねSNS相談@ちば」を行っております。

そこで、確認としてご質問させていただきます。「千葉県SNS相談@ちば」との情報共有はどのようになっているのか、伺います。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

「千葉県SNS相談@ちば」は、今年度、千葉県教育委員会が開始した、県内の中高生を対象としたSNSを活用した相談事業です。相談の匿名性やプライバシー配慮の観点から、全

ての相談内容を把握することはできませんが、相談内容により千葉県教育委員会より協力依頼があった際には、情報共有を行いながら対応してまいります。

○角 麻子君

今のところ、八街市としては具体的な緊急性のある相談というのはなかったということですかね。

○教育次長（関 貴美代君）

今のところ、千葉県教育委員会の方からは依頼がない状況です。

○角 麻子君

ありがとうございます。そういうことがないことが一番だと思いますので。

この相談窓口があるという周知の部分で、若い子たちにどのように周知されているのか、教えていただければ。

○教育次長（関 貴美代君）

お答えいたします。

「千葉県SNS相談@ちば」の周知方法につきましては、千葉県教育委員会の作成しました生徒向けリーフレットを全生徒に配布いたしました。リーフレットは学校内の保健室や教室等、生徒が目にしやすい場所に掲示したり、学校だより、保健だよりへの掲載等を繰り返し行い、継続的な情報提供を行っております。

今後も身近な相談窓口の情報提供を行い、児童・生徒の相談の機会を確保してまいります。

○角 麻子君

学校に現在行けていない生徒にも相談窓口があるということを周知していくことが、すぐ必要になってくると思いますので、とにかく一人も漏れなく、あらゆる手段で周知していただきますよう、お願いしたいと思います。

私は、いじめや不登校等の低年齢化の実態を見ると、小学生の対象も必要だと思っております。今後は、市としてもSNSの窓口を、まずはテスト導入を検討していただければと要望しておきます。

では、次の質問に移りたいと思います。偏見や差別のない暮らしやすいまちへということで、シトラスリボンについて、質問いたします。

シトラスリボンとは、コロナ禍で生まれた差別、偏見を耳にした、愛媛の有志が作ったプロジェクトです。愛媛特産のかんきつにちなみ、シトラス色のリボンや専用ロゴを身に付けて、「ただいま」「おかえり」の気持ちを表す活動を広めています。リボンの3つの輪は、地域と家庭と職場や学校をイメージした飾り結びで、感染者の方たちがそれぞれの場所へ安心して戻れるようにと、願いを込めたものです。

このリボンは既製ではなく、全て手作りで、今回は私も手作りのシトラスリボンを付けさせていただきました。あと、栗林議員も付けております。

この運動の趣旨に賛同した方々がシトラスリボンを手作りして、自ら付けたり、知り合いにプレゼントすることにより、感染者が差別を受けにくい環境を整えていこうという活動なの

で、運動に参加することは決して難しいことではありません。今では個人の活動だけでなく、全国の自治体やPTA、また企業など、賛同者が増えてきております。

本市の医療従事者の方、感染者並びにそのご家族の方を応援するためにも、啓発の輪を広めていってはどうでしょうか。差別解消を目的としたシトラスリボン運動について、まだ知らない人がたくさんいると思います。医療従事者、感染した人、その家族に対して目に見える形で応援するためにも、この活動に賛同する方向で検討してみてはいかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

新型コロナウイルス感染症の脅威が拡大している中、誰もが感染するリスクを抱えております。このような状況下で、感染された方や医療関係者などに対する差別や偏見を耳にした愛媛県の有志グループが、たとえ感染しても地域の中で笑顔の暮らしを取り戻せることの大切さを伝え、感染された方や医療関係者が、それぞれの暮らしの場所である地域、家庭、職場、学校に「ただいま」「おかえり」と受け入れられる雰囲気を作り、思いやりがあり、暮らしやすい社会を目指すための活動として、シトラスリボンプロジェクトを広めております。

本市といたしましても、新型コロナウイルスに感染された方やその家族をはじめ、懸命に医療に従事されている方が暮らしやすい社会を作ることが大切であると考えておりますので、シトラスリボンプロジェクトの趣旨を広めてまいりたいと考えております。

○角 麻子君

賛同していただけるという、うれしい答弁をありがとうございます。まずは市のホームページで紹介するなど、多くの市民に知ってもらうのはいかがでしょうか。

子どもがいじめに遭うかもしれないからと検査をする拒否する親がいるとの報道もありました。「ただいま」「おかえり」と言い合えるまちなら、安心して検査を受けることができ、ひいては感染拡大を防ぐことにもつながります。また、感染者への差別や偏見が広がることで生まれる弊害も防ぐことができます。感染者が出た、出ないということ自体よりも、感染が確認されたその後に的確な対応ができるかどうかが大事で、その地域のイメージが左右されるのではないのでしょうか。

コロナ禍でも暮らしやすいまちへの思いを込めて、早急に発信していただけますようお願いいたします。私の質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

○議長（鈴木広美君）

以上で公明党、角麻子議員の個人質問を終了します。

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩といたします。

（休憩 午後 2時03分）

（再開 午後 2時12分）

○議長（鈴木広美君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、公明党、木内文雄議員の個人質問を許します。

○木内文雄君

公明党の木内文雄です。

新型コロナウイルス感染症で亡くなられた方のご寧福をお祈り申し上げるとともに、また第3波が来ていると思われますので、さらなる注意が必要と思います。

それでは、通告に従って質問いたします。

新型コロナウイルス感染症の対応について。①インフルエンザワクチンの拡充について、伺います。

新型コロナウイルス禍において、国としてもインフルエンザ予防接種を推進しています。最大6千650万人分のワクチンを用意するとしています。11月3日では3千120万本と、整いつつあります。昨年より多い64パーセントの人が接種を希望しています。リスクの高い方への接種をやすくし、より早く受けていただくことが重要と考えます。

現在、市では65歳以上の方や60歳以上64歳までの障がい者の方、また今回は小学校2年生までのワクチン接種について、2千円の補助をしておりますが、13歳までは2回の予防接種が必要です。約7千500円の負担は変わりません。さらに、64歳以下の障がい者の方も、新型コロナウイルスに感染した場合のリスクは大きくなると思います。

支援の拡充について、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

インフルエンザの流行期を迎えるにあたり、新型コロナウイルス感染症との同時流行を抑制するため、現行の予防接種法に基づく65歳以上の方に加え、本年10月からは、日本感染症学会から提言がありました、ハイリスク群となっている妊婦と、小児の生後6か月以上から小学2年生までを対象に、予防接種費用の一部助成を実施したところでございます。

本市の10月のインフルエンザ接種者数は、65歳以上で8千173人でした。昨年10月の2千950人の約2.8倍で、昨年の総接種者数9千966人の82パーセントで、対象者の38.7パーセントとなっております。また、妊婦・小児の予防接種は10月26日から開始されたこともあり、329人で、対象者の10.5パーセントとなっております。対象者全体から見ますと接種率は約35パーセントとなっております。

現在、市内医療機関のワクチンの保有状況については、予約者分程度しか確保できていない状況となっております。そういった中で、助成制度の拡充は難しいものと考えております。

○木内文雄君

来年のインフルエンザワクチンの拡充につなげていただくよう、検討していただきたいと思っています。

続きまして、高齢者及び障がい者対策について、お伺いいたします。

65歳からの肺炎球菌ワクチンの接種の緩和について、質問します。

肺炎は、高齢者の死亡原因の第4位となっております。当市の昨年の肺炎球菌ワクチンの接

種率は17パーセントと、非常に低くなっております。現在65歳から5歳刻みでの助成をしていますが、コロナがさほど影響していないときにもかかわらず、接種率が低いと思います。

そこで、予診票の有効期限の延長をして接種率を上げることが、高齢者の命を救うことにつながると考えます。市の助成について、伺いたいします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

65歳からの肺炎球菌ワクチン接種の公費助成は、平成26年10月1日から平成31年3月31日までの間、65歳から5歳刻みで、該当年度の初日から年度の末日までの間に誕生日を迎える方が対象者となり、5年間で65歳以上の方の全てが1年間対象となるように行ってまいりました。

昨年度からは新65歳のみが対象者となる予定でしたが、経過措置が5年間延長されたことから、70歳以上の方は、今後5年間のうち、該当年齢時の年度が改めて公費助成による接種期間となります。対象は、過去に1度も高齢者肺炎球菌ワクチンの予防接種を受けていない方となります。該当年度には対象者へ予診票をお送りしますので、当該年度において接種していただけるよう、市ホームページ及び市内契約医療機関へのポスター掲示などで勧奨に努めてまいります。

なお、ご質問の予診票の有効期限の延長につきましては、現在のところ考えておりません。

○木内文雄君

接種率を上げることがさらなる予防につながると思いますので、推進をお願いいたします。

次に、高齢者及び障がい者の移動サービスについて、質問します。

高齢化が進み、バス停まで行くのが困難になっている高齢者や障がい者が多くなっております。そこで、八街市として、タクシー券の配布やスロープ付きの貸出車輛「ゆうあい号」がありますが、利用状況について、伺いたいします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

高齢者外出支援タクシーの利用状況につきましては、令和元年度は、利用券交付人数は2千601人、交付枚数は11万1千176枚、そのうち利用枚数は5万2千746枚で、利用率は47.4パーセントでございます。令和2年10月末現在では、利用券交付人数は2千248人、交付枚数は6万5千526枚、そのうち利用枚数は2万4千52枚で、利用率は36.7パーセントとなっております。

障がい者の福祉タクシーの利用状況につきましては、令和元年度の利用券交付人数は350人、交付枚数は8千596枚、そのうち利用枚数は2千731枚で、利用率は31.8パーセントでございます。令和2年10月末現在は、利用券交付人数は282人、交付枚数は7千104枚、利用枚数は1千378枚で、利用率は19.4パーセントとなっております。

また、障がい者及び高齢者の外出支援として実施しております、車椅子仕様の福祉カー「ゆ

うあい号」の利用状況につきましては、令和元年度の利用件数は93件で、利用者の内訳は、障がい者が24件、高齢者が69件でございます。利用目的は、通院が主で86件、そのほか余暇活動などが7件でございます。令和2年10月末現在の利用件数は44件で、利用者の内訳は、障がい者が10件、高齢者が34件でございます。利用目的は、令和元年度同様に、通院が主で43件、余暇活動が1件となっております。

○木内文雄君

先ほどもありましたけれども、タクシー券の利用については、中心地が利用しやすく、他の地域では負担金が多い等の理由で利用しにくい状況にあります。「ゆうあい号」については、知らない方も多く、今後の推進に努めていただきたいと思います。

そこで、大手企業が高齢者向けに移動サービスを始めるとの新聞報道がありました。記事によれば、例えば携帯電話等で依頼をすることで、1回300円から700円程度で利用できるとありました。

市としての取組について、お考えをお伺いいたします。

○総務部長（大木俊行君）

今ご質問の内容につきましては乗合タクシーの実施にあたりまして、スマートフォンから専用のアプリケーションを使って乗合タクシーの予約を行う取組の一例であるというふうに認識しております。

公共交通ネットワークの構築にあたりましては、ご質問のような先進事例の調査・研究を含めまして、鉄道、民間路線バス、ふれあいバスなどの既存の公共交通機関の確保・維持が困難となることのないように、八街市地域公共交通協議会の中で検討、協議を行ってまいりたいと考えております。

○木内文雄君

今後も多様なサービスの利用についても検討していただきたいと思います。

次の質問に移ります。犬、猫の愛護対策について。

狂犬病ワクチン接種の通知書の改定についてですが、近年いわゆる野良犬はほとんど見られなくなり、日本では狂犬病患者は特殊な数例となっております。しかしながら、狂犬病が撲滅されたわけではありません。予防接種は重要と考えます。

当市においても接種率は高いと思いますが、飼われている犬が死亡した場合等の対応については、飼い主の申出等で確認するために、正確に行われている状況ではないと思います。そこで、通知書を往復はがきに変更してはどうかと考えております。往復はがきにすることで経費が増える一面もありますが、飼っている犬の状況確認をすることで確実な予防接種につながり、飼い主の変更手続の簡素化につながるとは思います。市の考え方について、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

狂犬病ワクチン接種の通知書の改定ということですが、現在、飼い犬が亡くなった場

合や、高齢や病気などの理由で狂犬病予防接種ができない場合など、連絡は電話で受け付けておりますが、今後は狂犬病予防接種の案内はがきにメールアドレスを掲載し、メールでの連絡も受け付けられるようにしてまいります。

狂犬病予防接種の案内はがきは毎年4千500通ほど発送しておりますが、往復はがきでございまして1通当たりの料金が126円と、通常のはがきの2倍になることや、仮に往復はがきに改定しても利用する方が限定的と考えられることから、往復はがきによる通知書の改定は難しいと考えております。

なお、飼い主の変更には条例で定められた登録事項変更届出書の提出が必要となりますので、電話やメールでの手続はできませんが、今後、他の方法での対応が可能か、検討してまいりたいと考えております。

○木内文雄君

飼い主の高齢化が進んでおりますので、より分かりやすい対応をお願いしたいと思います。

次に、猫の避妊・去勢手術の助成について、伺います。

現在は愛護団体や愛護センター等の努力より、千葉県内の殺処分数は、10年前に比べ10分の1ほどに減っています。しかしながら、近年は飼い主のいない猫が増えていることが問題となっております。ボランティアにより、里親探しや避妊・去勢手術等を行っております。少しでも負担を解消していただければと思います。

そこで、千葉県飼い主のいない猫の不妊・去勢手術推進事業の活用について、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

県では令和元年度より、地域における猫による環境問題対策を加速させるとともに、飼い主のいない猫の繁殖を防ぎ、猫の殺処分の減少を図るため、市町村が実施する不妊・去勢手術の経費の一部を助成する事業を始めました。内容としましては、地域猫1頭当たり市町村交付額の2分の1を助成、ただし上限を5千円とすることとなっております。

当該事業は、飼い主のいない猫の繁殖を防ぐには有効な事業と思われるので、補助制度につきましては検討してまいりたいと考えております。

○木内文雄君

ぜひとも活用していただき、少しでも助成につながればと思います。

また、多頭飼い等の問題解決のために、八街市としても独自に犬・猫の不妊・去勢手術の助成を考えていただければと思い、質問を終わらせていただきます。

以上です。

○議長（鈴木広美君）

以上で公明党、木内文雄議員の個人質問を終了します。

お諮りします。

本日の一般質問をこれで終わりにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木広美君)

ご異議なしと認めます。

本日の会議はこれで終了いたします。

明日は午前10時から本会議を開き、引き続き一般質問を行います。

長時間ご苦労さまでした。

(延会 午後 2時28分)

○本日の会議に付した事件

1. 議案の上程

議案第12号 八街市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由の説明

2. 一般質問

.....